

福祉教育常任委員会

令和6年2月22日（木曜日）午前11時25分開会

出席委員（7名）

委員長 益子 丈弘
委員 堤 正明
委員 眞壁 俊郎
委員 玉野 宏

副委員長 星 宏子
委員 相馬 剛
委員 山本 はるひ

欠席委員（1名）

委員 室井 孝幸

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 石田 篤志

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 3月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時25分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 それでは、ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

皆様、本会議お疲れさまでございました。



◎協議事項

○益子委員長 早速ですが、協議事項に入ります。

協議事項は次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

それでは、次第2、協議事項に入ります。

(1)3月定例会における委員会の運営についてを議題といたします。

初めに(1)3月定例会における委員会の運営について、議会事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (3月定例会議における委員会の運営について説明。)

○益子委員長 説明が終わりました。

付託予定の議案でございますが、資料1にありますとおり、福祉教育常任委員会に付託される予定の案件については、皆様御覧いただいたとおりですが、このような内容になっております。

また、日程でございますが、3月5日10時より会場、303会議室において、教育委員会、教育事務局、教育部です。それから、翌3月6日は10時から、こちらは議場になります。保健福祉部の審査になります。続きまして、3月7日10時より、こちらは第4委員会室、こちらで子ども未来部になります。

また、今、事務局から説明ありましたとおり、以前、皆様のほうからも要望ありましたとおり、箒根学園の視察ということで、体育館を見られるというような内容でございましたが、併せて学校のほうの視察も兼ねて、こちらのほうも執行部と調整ができましたので、こちらのほうの予定で、3月8日の金曜日ということで、こちらを皆様と、異論がなければ、この日にさせていただきたいと存じます。

また、議場の座席表についても前回同様考えていただいたということでございますので、併せて御議論をいただければと思います。

この件に関しまして、皆様のほうから何かございましたらよろしく願います。

山本委員。

○山本委員 もう決まってしまったので、仕方がないかもしれないんですが、座席を1個空きで3列、つまり2と8を抜かして、だから、1、3、7、9、17、19というふうにするにはできないんですか。

○益子委員長 事務局どうですか。

○石田書記 問題ありません。皆様がそれによろしければ。

○益子委員長 今、山本委員からありました提案の1個ずつ空けてもうちょっとゆったり座ったかどうかというような話でございましたが、皆様のほうからなければ、そのような方向で、1つ飛ばしのような席順にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのようにいたします。

○山本委員 ありがとうございます。

○益子委員長 日程等、また視察、所管事務調査の内容についても御了解いただければ、このように取り進めさせていただきますが、よろしいでしょ

うか。

星副委員長。

○星副委員長 8日は箒根学園1個だけ、視察する
のか、管内事務調査。それだけでいいですか。

○益子委員長 事務局、そのことでよろしいんです
よね。

○石田書記 今のところその予定です。ちなみに10
時から予定しております、おおむね1時間半ぐ
らいで考えているところではございます。執行部
のほうも、教育委員会の職員が何名か、当日説明
など、一緒に回ってくれるという形になっており
ます。

以上です。

○益子委員長 説明は終わりました。

副委員長、何か。

○星副委員長 もったいないなと思って、あとね、
どこか行きたいところないですか、皆さん、ほか
に視察。

○玉野委員 副委員長があれば御提案。

○星副委員長 私ですか。なければ1つで

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 所管と言えるのかどうか分からないい
ですが、あそこハロープラザが近くにあって、あ
そこの中にゴミを置いてある、でも、ゴミのほう
はここじゃないので。ただ、施設ハロープラザは
ここなので、というような、変な話なんです。が。
それとか、シェアスペースができている公民館、
三島のシェアスペースがちょっとすばらしいと言
うと変なんです。が、稲村と三島ともう一つ何かハ
ロープラザ……

○堤委員 あと西那須野。

○山本委員 西那須野か。それで、三島のは中に
100円でコーヒーのカセットの、よくあるじゃな
いですか、ぼんと入れて。それが置いてあるんで
す。100円を事務室に払うと、そこで、これより

広いんです、図書館だったところで勉強もできる
し、机もあるし、あと、四、五人でしゃべるとこ
ろもあるし。稲村なんかは全然もうちょっと小さ
いんですけれどもね。それで、びっくりしたんで
す。そうしたら、誰が入ってもいいんですと。結
構静かなので、もし帰りに三島に寄れるなら、あ
のシェアスペースは見てもいいかなどかと思いまし
た。

○益子委員長 今、山本委員から御提案ございま
した。

こちら三島ということで、三島公民館でよろし
かったですか。

○山本委員 そうです。

○益子委員長 では、三島公民館のシェアスペース
についてということで、今御提案ありましたが、
もし可能でしたら、箒根学園を見た後、こちらの
ほうを見てはどうかというような、そういうよう
な話がございますが、もし日程等、皆様のほう
で、あと先方のほうに確認して、問題なければそ
のような方向で、見るような方向でよろしいでし
ょうか。

○星副委員長 三島だけでいいですか。シェアスペ
ースやっているの……

○山本委員 西那須野もやっている。

○星副委員長 西那須野もやっていますよね。

○山本委員 西那須野ってどこでやっているのか
な。

○益子委員長 西那須野公民館。

堤委員。

○堤委員 西那須野公民館は、シェアスペースは少
し狭いだけけれども、同じようにそこでコーヒー
をね、ネスカフェの何か自動でやるやつ、カプセル
1個ぼんと置くと100円で飲める。ただ、三島
公民館のほうは大きいですね、シェアがね。大き
いもんで、逆に閉じられとるんですよね、ドア

で。西那須野は小さいもんで、完全なオープンなんです。

○山本委員 三島が閉じているのは冷暖房の関係で、開けると、暑くて寒いということで閉じているんです。勉強している子がいて、こっちで主婦がしゃべっていたみたいなの、そういうシェアスペースで。

稲村は、すごく狭いので、子供が勉強するか遊ぶかというところで、その西那須野は、黒磯が図書館があるので結構行けるんですが、西那須野はそういうところがないので、この三島は、いやすごいなと思って。ちょっと見てもいいんじゃないかなと思いました。

○益子委員長 山本委員と堤委員、そして星副委員長のほうから御提案ありました。日程的に3月8日の箒根学園の視察後ということになるかと思いますが、シェアスペースについてということで、それでは、三島と西那須野辺りでしたら、方向的にも可能かと思しますので、併せて事務局より、こちらのほうの確認をさせていただいて、時間的なもの、また内容的にも、こちらで時間的に可能かどうかも含めて検討させていただきまして、もし可能ということであれば、この箒根学園、そして三島公民館のシェアスペース、西那須野公民館のシェアスペースの所管事務調査ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

事務局、どうぞ。

○石田書記 そこでちょっと確認なんですけど、お昼挟んで午後、公民館ということでよろしいですよ。

○益子委員長 内容的には恐らく10時から、こちら視察をして、箒根学園ということで、体育館、ま

た校舎などを見ますと、恐らく先ほど追加いただいた三島、西那須野公民館についてはお昼を挟むものと思います。お昼を挟んでというような認識で事務局は考えているようですが、そのような方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 あわせて、お昼の場所も私ども正副と事務局のほうに一任いただいて、好きなもの、嫌いなものがありましたら、要望を聞きますが、特段なければ我々にお任せいただきまして、そのように進めさせていただければと存じます。

それでは、そのように進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

ほかに何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようであれば、3月定例会における委員会の付託議案の審査運営について、また、所管事務調査についての審査をこのような方向で行うことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないようですので、付託議案の審査日程及び審査順、また先ほどの所管事務調査も併せてそのような方向といたします。

次に次第(2)その他を議題といたします。

委員会の中間報告を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (常任委員会の中間報告について説明。)

○益子委員長 説明が終わりました。

今、お手元に配付された資料でございますが、中間報告ということで、森本委員長が3常任委員

会を代表して報告ということでございますが、内容的なものを見ていただいて、もし御覧いただければと思うんですが、もし今の段階で何か修正等必要であるということであれば、申出いただければと思うんですが、特段なければ、2月28日までに事務局、石田さんのほうにお伝えいただければと思いますが、皆様のほうでいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 特段、今なければ、28日までに皆様のほうから何かございましたら、事務局にサイボウズなり直接申し伝えていただければと思いますが、よろしいでしょうか、このような方向で進めさせていただきます。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 ありがとうございます。

それでは、そのような方向で、2月28日までに取りまとめといたしまして、特段なければ、これで3月14日の全協にて、森本委員長より報告を願います。

そのほか協議事項として、皆様のほうから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 なければ、以上をもちまして、(2)を終了といたします。

◎その他

○益子委員長 3、その他を議題といたします。

その他として、皆様のほうで何か申出ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局、何かありますか。

事務局。

○石田書記 (行政視察、常任委員会の積立金につ

いて説明。)

○益子委員長 協議事項が全て終わりました。

そのほか皆様のほうから何か、全体としてございますか。

〔発言する人なし〕

◎閉会の宣告

○益子委員長 なければ、以上をもちまして、本日の福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時51分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ	委 員	玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教 育 部 長	磯 真	教育総務課長	金 子 嘉
教育総務課副参事	加 藤 正 之	教育総務課長補佐	岩 波 ひろみ
教育総務課主幹	深 澤 孝 志	総 務 係 長	植 木 智
給 食 係 長	田 中 綾	教育施設係長	遠 藤 幸 宏
黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長	若目田 治 之	共英学校給食共同調理場長兼業務係長	村 松 隆
西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長	横 山 純 一	学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	松 本 正 広
学 校 教 育 課 副 参 事	磯 泰 弘	学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 支 援 教 職 員 係 長	二ノ宮 直 美
学 校 指 導 係 長	人 見 栄 作	学 校 み ら い 係 長	木 沢 宏 美
児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 所 長	印 南 伸 一	児 童 生 徒 サ ポ ー ト セ ン タ ー 児 童 生 徒 係 長	佐 藤 久 美 子
生 涯 学 習 課 長	佐 原 勝 美	生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 生 涯 学 習 係 長	広 瀬 美 香 子
文 化 振 興 係 長	岩 瀬 眞 生	青 少 年 係 長	石 川 敦 史
那 須 野 が 原 博 物 館 長	松 本 裕 之	那 須 塩 原 市 図 書 館 長	小 泉 秀 夫

那須塩原市
図書館
管理係長

伊藤俊彦

黒磯公民館
活動振興係長

月江泰山

スポーツ振興
課長
(レガシー推
進担当)

和氣広美

スポーツ振興
課長補佐兼
管理係長

小野治夫

スポーツ振興
係長

関谷和俊

出席議会事務局職員

書記 石田篤志

議事日程

1. 開会

2. 審査事項

[教育委員会事務局教育部]

- ・教育部長挨拶

[教育総務課]

- ・議案第16号 那須塩原市学校施設整備基金条例の制定について

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

[学校教育課]

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

[生涯学習課]

- ・議案第24号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

[スポーツ振興課]

予算常任委員会(第二分科会)

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 散会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆さん、おはようございます。

本日より福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）が開催されるわけでございますが、開催に先立ちまして、委員会を代表して御挨拶を申し上げます。

昨年、2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表しました日本の将来推計人口、こちらによりますと、2035年が76万人を割るという見込みでございましたが、出生数は12年早いもので、もう80万人を割り込みました。それに伴いまして2040年にはその生まれたお子さんたちが大学に入学する年齢でございますが、2040年には大学の入学者も減少し、それに伴いまして大学も減少、また淘汰されるのではないかというような懸念が出ております。

そういった社会情勢の下、我々本市におきましては、文科省が取り組んでおります2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進についていち早く取り組み、その取組を進めております。また8日には、それに伴いまして所管事務調査で訪問することとなっております
第根学園を予定しております。

また、本日の委員会も含めまして、委員会全体が活発な審議となりますように、委員各位、執行部の皆様におかれましては、その点を十分加味していただきますようお願い申し上げます。委員
会を代表しての御挨拶といたします。

ただいまから福祉教育常任委員会予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくこと、明瞭な質疑としていた

だくようお願い申し上げます。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

当常任委員会に付託された案件は、条例案件6件、計画案件2件でございます。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、当初予算案件4件であります。これらの案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替え、審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたらお申し出ください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。それでは、審査事項に入ります。

—————◇—————

◎教育部の審査

○益子委員長 これより教育委員会事務局教育部の審査を行います。

初めに、教育部長より御挨拶をお願いいたします。

部長。

○磯教育部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎教育総務課の審査

○益子委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

—————◇—————

◎議案第16号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第16号 那須塩原市
学校施設整備基金条例の制定についてを議題とい
たします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたしま
す。

課長。

○金子教育総務課長 （議案第16号について説
明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、まず第1条についてでござ
いますが、学校施設の整備に要する経費の財源を
確保するためというふうになっております。今の
説明だと、もう1点が財産処分に関する国庫補助
金の返還金以上に積み立てていけば、返還しなく
てもよくなるような目的があるというふうになっ
てございますが、この第1条の設置の目的で、後
者のほうの目的が読み取れるのかどうなのか、ど
のように考えているのかお伺いいたします。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほうの大きな
目的は、先ほど委員おっしゃるとおり財源確保と
いうところがございます。その中で、受皿として
国庫返納金についての役割も担っているというと
ころでございます。

国のほうで、こちらのほうを設置するに当たっ
て、全国的にそういった設置のところに、第1条
に記載しているところもございます。また、県内
においては、例えば大田原市さんなんかの場合に
ついては、もちろんそういったものをうたってい
なくて、那須塩原市と同じような形。国のほうに
ついては、Q&A等におきまして、こういった整

備基金を設置するに当たっては、そういったもの
を記載しなさいとかいったものは指示のほうはご
ざいませぬ。

こちらのほうにつきましては、第6条のところに
基金の、こちら処分ですね、処分について、基
金につきましては、経費の財源に当たる場合に限
り、その全部または一部処分するようなことがで
きるというところで、第6条のほうに処分につい
てうたっておりますので、そちらのほうで包括的
にこちらのほうで読み取れるというふうに認識し
ております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

1条で読み取れなくても、6条で読み取ってい
くという、そういう理解でよろしいというふうに
思いました。

もう1点、そうしますと、返還金以上の積立金
が必要だという認識でよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そうでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃその時々によって、金額がちょっ
と変動してくるということよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 変動はもちろんしてくると思
います。また、それについては財政部局のほうと
協議をしながら、こちらのほうは積み立てるとい
うことになります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 続いて、第5条でございますが、基金
の繰替え運用等の規定をしてございますが、どう
いったときにこの基金の繰替えの運用が想定され
て第5条を制定しているのかお伺いいたします。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうにつきましては、

やはり限られた財政状況というのがございます。
これに伴って繰替えの運用をしていくに当たって、
まず市のほうの、こういった会計当局であるとか、
そういったところとの協議のほうをしながら、柔
軟に繰替えができるような形で進めてまいりたい
ということで、この第5条のほうは記載をさせて
いただいているところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、大体こういうところで基
金の繰替えをしていくという、そういった現時点
での想定があって、この第5条を制定している
ところではないという、あくまでも財政課のほうの
何かあった場合にということで、この条項を規定
しているということによろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そういった財政当局の話もご
ざいますし、財政当局のお話もちろんあります。
あとは、教育委員会としましても、財源確保等
に向けて、やはりこういった資金のほうを一般財源、
また寄附金以外にもこういったことで財源を確保
していかななくてはいけないというのもありますの
で、財政当局だけではなくて、市全体を含めた教
育委員会もということで認識しております。

○益子委員長 部長。

○磯教育部長 ちょっと私のほうから補足したいと
思います。

市全体の収支をやっていくときに、一時的に入
ってきている額よりも支出のほうが多くなるとい
った場合が生じることが、そのときには一時借入
金ということをやらないと、お支払いはできない
というふうなことになるんですけども、そうす
ると、利息のほうが高くなってしまうというふう
なところもありますんで、そういったときには、
この基金のほうから不足分を一時的に出してとい
うふうに、その辺は市の財政のほうで有利な方法

で運用していくというようなことになるかと思
います。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。
堤委員。

○堤委員 この基金の使い先が学校施設の整備に要
する経費ということなんですけれども、学校施設
というのはどこまでを指すというか、その規定
というのはあるんですか。校舎本体だとか、ある
いは体育館だとか、いろんなものがあると思うん
ですけれども、もっと、附帯設備とかね、細かい
ところの施設の整備についてというのものあるん
だと思うんですけども、どこら辺の細かいところ
まで出せるのかどうかという範囲なんです。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、施設のほうにつきまし
ては、委員が今おっしゃったとおり、校舎、体育
館、プールの一部もありますが、そういった学校の
敷地の中に教育課程として必要な施設について
は全て該当になるというところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そうすると、何ていうんですかね、細か
い倉庫だとか、運動する用具だとか、そういうと
ころは入らないと思えばいいんですか、ちょっと
細かい話で。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 用具、備品ですね、備品とか
というものについては該当になりません。ただ、
倉庫のほうについては、これを例えば校舎を改築
するに当たってその倉庫がまだ必要であるとか、
または改築するに当たって倉庫を新たに改築する
というところであれば、今後の必要性に応じて、
この整備基金のほうが使えるかどうかを判断して
まいります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 あともう1点だけお聞きしたいんですが、この学校施設とはちょっと関係がないような施設、例えば学校の敷地内にあるんだけど、例えば防災拠点としての防災倉庫だとか、あるいは放課後児童クラブの施設だとか、地盤の中にあるんだけど、学校施設として位置づけられるものがないものがあると思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、児童クラブについては、該当にはなりません。

そのほか防災倉庫ということになれば、その学校に向いて防災倉庫ということになりますので、実際設置しているのは総務、市長管轄の防災関係になりますので、そちらのほうについても、現時点では該当にならないというふうに。

○堤委員 理解しました。

○益子委員長 ほかいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第16号 那須塩原市学校施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、よって、議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○金子教育総務課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 すみません、先ほどの当初予算の一般会計歳入予算一覧表からなんですけれども、それでのナンバー4番、スクールバス運行費、ちょっと教えていただきたいんですが、箒根学園のスクールバスの国庫補助が2分の1充当されているという御説明だったかと思うんですけども、これは箒根学園が開校になって、プラスだから国庫補助が使えるというものなのか。というのは、要はスクールバスというのはもう箒根学園がある限りずっと運行されますよね。なので、それは単発

的なものなのか、今後の運行に関してずっと、箒根学園がある限り、国庫補助が入ってくる、充当されるものなのかをちょっと確認したかったんですけれども。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、スクールバスのほうについては、運行のほうをもちろん、学園がある限り運行していきます。ただ、補助金のほうにつきましても、あくまでもこれは補助金の一部と申しまして、箒根学園のほうにつきましても、小学校のほうが一緒になっているものですので、要は変更した施設、統合ですね、統合という言葉を使っていただきますと、統合した施設については国の補助金の対象になる。要は大貫小学校であり、横林小学校であり、そういった小学校が統合になったことによって利用するスクールバスの分だけ、これが国の補助金が5年間、5年間補助対象になるというところでございます。

○星副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○益子委員長 ほかいかがでしょうか。

山本委員。

○山本委員 執行計画書の138ページから139ページです。

給食の共同調理場のことなんですけれども、それぞれの調理場の光熱水費の計算の仕方を教えてください。去年より少なくなっているか、後から増やそうとしているのか。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長。

○若目田黒磯学校給食共同調理場兼業務係長 光熱水費なんですけれども、原油高騰となりまして、ちょっと少し高いというものがあつたんですけれども、この積算根拠のほうにつきましては、東京電力のシミュレーションによって計算されたものです。令和5年度は、単価が33円弱だったものが令和6年度、今年は30円ということで、少し下がったということで、シミュレーションに乗せて計算しているということでもあります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうですか。電気代が下がるとは思っていなかったもので、なぜかなと思ったんですけれども、それはいいことというか。万が一、何かあつたときは補正でということだと思いますので、了解しました。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。

堤委員。

○堤委員 ちょっとこれ教育総務課所管なのかどうか確認させていただきたいんです。144ページ、コミュニティ・スクール事業というのがあるんですけれども、これは教育総務課所管でよろしいんですか。

〔「生涯学習課」と言う人あり〕

○堤委員 了解しました。

じゃ続いてよろしいですか。

145ページです。先ほど説明がありました小学校の施設整備費です。大山小学校の体育館の改築の案件で、それぞれ体育館が1,400㎡、太陽光パネルを設置して蓄電池を設置するという御説明がございましたが、この蓄電池設備がどれぐらいもつものかお聞きしたいと思うんですけれども。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 大変申し訳ございません、蓄電池を設置したら、その蓄電池がどのくらいの期

間もつか。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そうですね、停電時に対して、この蓄電池の容量見合いで1日だけなのか、1週間なのかというところでございます。

○益子委員長 教育施設係長。

○遠藤教育施設係長 今、詳細につきましては入札前というところでもありまして、容量とかちょっと伏せさせていただきたいところはあるんですが、3日程度使えるように考えております。3日程度といいましても、施設全体となりますと、当然すぐ電気がなくなってしまうので、メインとなる避難所となる予定である体育館ですとか、そういったところを優先的に電気が使えるように、今、設計を進めているところです。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 続いて、148ページの三島中学校の教室の長寿命化改修設計ということであるんですが、長寿命化というのはどれほどもたせるつもりでこれをやるのかとお聞きしたいんです。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 耐用年数のほうを80年の長寿命化のほうを目指しております。

○益子委員長 そのほか何かございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほどと同じ138、139の給食費の話なんですけれども、賄い材料費が250円のところが290円というところなんです、電気と違って、これは材料費というのはまだ上がりそうな感じがするんですけれども、この積算で大丈夫なんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、材料費のほうについては、公費のほうの負担で、昨年度に引き続き1人

当たり20円のほうを公費負担で予算のほうを計上させていただいておりますので、各調理場のほうの協議の段階では、この金額の中で工夫をしまして提供のほうをしてみたいというふうに考えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 やりくりというのは、やはり限度があると思うんですね。それによって、何ていったらいいですか、何でもかんでも安いものがないというものじゃないですし、栄養のことを考えたり、子供たちの食育ということからすると、やはりバラエティーに富んだ、先ほどホタテがというのも出ましたが、それはあくまでも特別なことであって。そうすると、確かに賄い材料費が上がれば給食費も上がるということになるということはあるんですけれども、自分で買物をしている感覚からすると、もっと上げないと、今までどおりの給食を提供できないんじゃないかなという懸念がありますが、その辺はどのように考えているのか、もう少し説明してください。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 委員御指摘のとおり、物価上昇のほうにつきましては、消費者物価指数のほうについても、先月の2月27日付の消費者の物価指数については、まだ上昇していると。食料品に関しては前年度比2%というところでございます。

なので、まずは材料のほうの調達方法であるとか、その時期、時期によっても価格は変わってきますのでそういったところでも工夫を凝らしてなるべく安心安全な栄養価の高い給食のほうを提供していきたいということで、各調理場のほうで今、業務のほうをしているところでございます。

その中で、やはり今後については、そういった保護者の方の負担というものも、今の給食費の中でどうしていくかというのは、来年度の中でもそう

したことを検討してかなくちゃいけないしというふうには感じておりますので、今後の物価のほうの指数と、あと野菜関係のほうにつきましては、気候変動によってもかなり単価が変わってきてまいりますので、そういった情報のほうもいち早くキャッチしながら、まずはこの金額で、こちらのほう、給食の提供をしてまいりたいというような形では思っています。

○益子委員長 ほかいかがでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書の137ページの奨学金貸与基金に積立て、5001事業なんですけど、利子等ということで6,000円になっておりますが、これ昨年度は60万7,000円という、同じ利子等という項目であったんですが、この差は何かあるんでしょうか。基金の額が少なくなったとか、それとも、積立金ですから、積立金のほうもこれ歳出するんだらうと思うんですが、そのおよそ60万円の差は何か。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 積立金のほうにつきましては、今までコロナ禍において、ここの積立金を活用して、がんばれコロナ奨学生ということで、コロナ禍枠で貸与していた方が1名おりました。その方が令和5年度にその貸与期間のほうが終わりましたので、その分、60万円が減額となったというところでございます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほどの学校給食の賄い材料費のことなんですけれども、もっと地産地消ということを進めていただいて、同じものでなくても、それぞれの調理場で使えるものというのがあると思うんですね。例えば自分の経験であれなんですけど、今、ホウレンソウが育たなくて、出荷できないということで、畑1つ、全部潰すというようなことがあるのね。でも、すごくそれは、食べられるんです、小さいだけで。そういうものが、確かに数とかそろえなきゃいけないとか、調理の時間が決まっているので、小さいものは使いにくいとか、そういうことがあると思うんですけども、一番、その地元でできた、野菜の産地なので、できたものを何とか、生産者と協議をしてもらって、使えるようなことをしてもらおうと、持って行ってもらえる、ただであげると言っているんですね、そういうものがあるんです。ただ、それこそ気候によって、いつも出るとかということができないので、なかなか、野菜というのは傷みも早いので、難しいとは思いますが、ぜひ、すぐにじゃないですけども、そういうものを工夫をして、地元のものを使っていたきたいという意見です。

○益子委員長 今、山本委員から意見がございましたので、そういったものも加味しながら担当していただければと思います。

ほかに討議すべき点、あるいは委員からの御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎学校教育課の審査

○益子委員長 ただいまから学校教育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○松本参事兼学校教育課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 小学校と中学校の就学援助の要保護と準要保護の子供たちの数、ちょっと久しぶりなので教えてください。147ページです。

○益子委員長 補佐兼係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 予算のベースの人数でよろしいですか。

○山本委員 この計算。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 この計算は、小学校のほうの準要保護が754人、追加認定含めてです。要保護は5人、中学校のほうの準要保護が追加認定含めて439人で、要保護が6人ということで積算させていただいております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、中学校の準要保護の数、もう1回お願いします。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 追加認定を含めまして439人に増えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 この数は、現実の令和5年度の、実際の数に比べて多いのか、あるいは同じくらいなのか少ないのか教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長

令和5年度2月10日現在の人数と比べますと、ちょっと多く見込んでいるんですが、これは令和5年度の追加認定が多かったというところもありまして、ちょっと追加認定を多く見込んで積算しております。なので、多いです。多く見ております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、先ほど小学校では単価引上げで多くなったというような説明だったんですが、それと人数も多く見込んでいるということではよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長

そのとおりでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 執行計画書の143ページ、学校教育情報化推進基金積立金についてお伺いしたいと思います。

現在、積立金の原資、利子として397万8,000円という数字が上がっておりますが、これは、今回の積立額だということだと理解しておりますが、これで残高といいますか、全体の基金がどのくらいになるかお伺いしたいと思います。

○益子委員長 学校みらい係長。

○木沢学校みらい係長 積立てをするのは、予算上、こちらが今回初めてでして、この金額が新たに積み立てられる……

○堤委員 もう少しちょっと大きな声で。

○木沢学校みらい係長 すみません。この金額が、この資金自体は令和5年度、まだできて新しいものでして、この予算上、積立金として計上するのはこの金額が今回初めてでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今回初めてということでございますが、

この情報化推進ということなものですから、この言葉からすると、結構範囲が広いかと思うんですよ。なので、そこの積立金で使用できる主な内容、どこまでがこれで、この基金が使えるのかというのをお聞きしたいと思います。

○益子委員長 学校みらい係長。

○木沢学校みらい係長 我々のほうで想定している大きなものとしては、直近では、子供たちが使っているタブレットの更新があります。あとは、そのほかにも様々なICT機器を学校のほうに整備しておりまして、電子黒板とか、そういったものも順次更新をしないといけないというところで、そういったものに充てることを想定しております。

○益子委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員 149ページが一番最後のところ、海外交流事業費なんですけれども、これは今までと同じように学校のクラスで交流というような形で行うのか、それから、個人負担の金額がどのくらいなのか教えてください。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 この人数につきましては、正直いいまして、今までも委員さんおっしゃるとおり、2年生と8年生の学級数ということで各学校に割当てをさせていただいたんですけれども、やはり学校さんによっては、なかなかその学級数が、正直、今年も集まらなかった学校もございましたので、今回これからの、来年度に向けてのまた実行委員会もあるんですけれども、その辺の算定の人数の出し方については、今ちょっと検討しておりまして、人数割というんですかね、うまくちょっと数字を出すんですね。無条件で学級数という出し方ではなくて、少しちょっとその辺は考えていきたいなということで、次の実行委員会のほうで検討していきたいというふうには考

えております。

ただ、人数的にはほぼ、その人数は同じぐらいの人数になるかとは思うんですけども、そんなふうを考えているというのが1つと、あと、その自己負担金につきましては、これ年々ちょっと上がってきたんですが、先ほどもちょっと説明がありました、渡航費用の高騰とかなんかもあったりもあるもんです。今年度は16万円という負担をしていただいて実施をしたと。来年度以降、一応、今のところはそこから上げる予定はないんですが、このところ16万円でやっているというところがございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 5月にリンツからもいらっしゃる人数が決まっています、ホームステイ先が多分、今いるはずなんですけれども、このこっちから行く人たちが決まらなると、難しいのかなと思うんですが。去年行った人、1年ずれているんですか、すみません、ちょっと説明をお願いします。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 コロナ前は、今、委員さんおっしゃったように、こちらがまず行って、今度、次の年、お迎えをするというような、こういう流れでやっていたもんですから、中学2年生が行くと、自分たちが次の年は3年生になって受けるというような感じではあったんですけども、今度ちょっと逆で、来ていただいたのが先だったもんですから、今度行くという、順番がちょっと入れ替わってしまったんですけども。ですから、今回は行った子たちが今年度、今、中3になるので、基本的には行った子たちが受け入れるということで進んでおります。

ただ、近年もちろんそれ以外の方でも、御希望をいただいているお家にはお願いをしているというものです。

○山本委員 了解しました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 すみません、ちょっと先ほど聞き漏らして、144ページのデジタル教科書整備事業費、15001事業で、これは学習者用デジタル教科書として計上されておりますけれども、対象は小学校、中学校両方対象だということによろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 小中両方対象ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 導入される対象の科目はどのようなところを今考えておられるんですか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○松本参事兼学校教育課長 こちらも先ほどちょっと説明させていただきました。英語につきましては、もう国のほうで全部入れていただきましたので、小学校は算数、中学校は数学でそれを導入したいと考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 デジタルに置き換えるのか、あるいはデジタルは補助教材的なもので、あるいは従来の紙の教科書も一緒に使うという考えなのか、どちらになりますでしょうか。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 委員、おっしゃっていた、あくまでも教科書というのは国の方針でやるものですから、国も今、多分、実証実験中なんです。なので、両方、今あると。両方使うという形で進めております。最終的にはもしかしたら国のほう、デジタルのほうに切り替えていくつもりでいるのかなとは思いますが、今は両方で使用しながら活用しているというものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 最後ですが、ウェブ用の教科書もデジタルはデジタルですよ、これもね。それとは別の項目として考えればいい、ウェブが含まれていないというふうに考えていいですか。

○益子委員長 学校指導係長。

○人見学校指導係長 こちら学習支援用のデジタル教科書なんですけれども、クラウド版になっておりますので、いわゆるパッケージ版ではありませんので、インターネットを経由して見に行くというものでございます。

先ほどこちら英語に関しては文科のほうで全て配備、整備するというもので、算数、数学に関しては、学校数の半分、およそ半分を国のほうで補助してくれるという形になっておりまして、その対象外となる、小学校でいうと5、6年生、中学校でいうと中学1年から3年生の算数、数学を市単費分として整備するものということでございます。こちらは課長のほうから説明させていただいたとおりです。

以上でございます。

○堤委員 ありがとうございます。了解いたしました。

○益子委員長 ほかがございせんか。

山本委員。

○山本委員 スポットクーラーを体育館につけるとい話なんです、144ページの小学校管理費の中には賃借料が入っています。それで、147ページ、148ページの小学校のほうにはスポットクーラーの賃借料が掲載されていないんですが、そのところを、私が聞き間違えたのかもしれないんですけども。

〔「さっきのところ」と言う人あり〕

○山本委員 さっきのところ、すみません。ごめんなさい。間違えました。

○松本参事兼学校教育課長 抜けちゃったということで、申し訳ありませんでした。

○山本委員 すみません、私の頭が抜けちゃった。

○益子委員長 ほかがございせんか。
副委員長。

○星副委員長 予算執行計画書142ページの教育相談費、10001事業なんです、この中の報償金として、不登校担当者等合同研修会講師とありますが、この内容、詳細を教えてください。

○益子委員長 児童生徒係長。

○佐藤児童生徒係長 報償費の中の研修講師……

○星副委員長 内容です。研修をやられたと思うんで、その研修の内容を。

○佐藤児童生徒係長 内容は、市の教育支援カウンセラーの方から不登校の子の心理状況とか、その子たちにどんなふうに対応したらいいとか、そういう内容の研修会になっています。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、この講習を受ける方はサポートセンターに勤務されている先生ということですか。

○益子委員長 児童生徒係長。

○佐藤児童生徒係長 そのとおりです。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 これはあれですか、学校全体でいえば不登校が今増えてきていると思うんですけども、こういった講習のほうは、どちらも不登校に関わる児童サポートセンターの先生が受けるのは当然のことなんですけれども、ほかの教員、学校の教員たちはそこに対しては受けるということはあるんですか。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 学校現場の先生方は、当然いろいろと研修会がありまして、県の主催でありますとか、市のほうの主催でありまして、こ

ちらとは別でそういう研修はありますので、担当の先生方はもう年に何回もそういったものには参加していただいて、学んでまた学校で還元するという形を取っています。あくまでもこちらはサポートにお勤めの職員用の研修というものでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、ちょっと深く関わる分、研修内容ももっと踏み込んだものになってくるということなんですか、学校の担任の先生。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 実は、学校の先生がたというのはすごく研修会が多くて、専門的に学ぶ機会というのは物すごくあるんですけれども、実際、今まで本当に市のほうの施設の中で預かった職員の皆さんというのはなかなか研修する機会というのが実は正直なかったんです。むしろ逆にそういう人たちに、今、委員おっしゃるとおり、直接関わる、本当に関わり合いを持たなきゃならない方々なので、そういう方々にもたくさん研修をしていただくということで、最近取り組んでいるものでございます。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 ほかいかがですか。

眞壁委員。

○眞壁委員 149ページの海外交流の関係で、先ほど1人16万円負担、個人ですね。これは事業費の関係で、運営費補助金がということなんです、ちょっと私の息子なんかが行ったとき8万円ぐらいだったんですよ。この16万円だと、やはりなかなか難しいのかなと、人数が少なくなるということなんで、そこら辺の補助金的なものを増やすつもりは、今回はちょっとこれ出ていますが、そのあたり。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 増やしていただければ、それにこしたことはないんですけども、我々もちょっと控えめにやらせているんですけども、確かに今、委員さんおっしゃるように昔8万円ぐらいのを10万円まで上がります。しばらくはそれで、もうそれ以上は負担させないということではしばらく来たんですが、やはりここに来て、このいろいろ物価高とか欧州のああいう情勢とかがあって、物すごく上がっちゃったために、今回ちょっと泣く泣く16万円まで上げさせていただきました。ただ、これも事前に一応、小中学校でアンケートを取らせていただいたんです。どのぐらいだったら御負担できますかなんていったら、中には20万円とか25万円なんていう方もいらっしゃって、ちょっと話合いだったんですが、実際開けてみたら、すごく、やはり行きたかったという方たくさんいらっしゃったんだというので、今回16万円やらせていただいているんですが。なので、本当、今後もしこういう継続的に補助金を上げてやりたいとは、正直あるところでございます。

○眞壁委員 分かりました。

○益子委員長 ほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員 141ページの学校教育団体支援金の中の、先ほど教育振興会の補助金を見直しましたということで100万円減と説明だったんですが、見直しというのはどういう内容ですか。

○益子委員長 課長。

○松本参事兼学校教育課長 いろいろ教育振興会の事業も、運動関係、文化関係あるんですけども、コロナによって、今回この100万円の減というのは、実際、小学校の音楽発表会のバス代なんです。何でかんで前は大型バスを出して、朝から行って、1日ずっと、1曲、朝9時に歌ったら、3時までもう歌を黙って見ている学校もあったり、そうい

うところもあったんですが、やはりこれはもったいないとかあれだったので、市のバスなんかも活用させていただくことができたので、ある程度、午前の部が終わったら、皆さんで1曲歌って帰っちゃったんでは申し訳ないですが、半日ぐらい入替えをするということで、学校さんもちょっと、振興会のほうもそこを考えていただいて、工夫していただいたのがこの音楽発表会の100万円の減というところで。いろいろとその辺も、何ができるかできないか、いろいろコロナ絡みでやっていただいているというのもあるんですが、今回はそれで100万円減ということになりました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 続いては、先ほどの一般会計歳入一覧表の中の県支出金というところで、会計年度任用職員給与費に充当と言っていた教育支援体制整備費補助金というのが国が何割で県が何割となっていますけれども、これ実際の人数は、どのぐらいの人数の予定なんでしょうか。

それから、その下の部活動配置271万2,000円というふうになっていますが、これ人数はどのぐらいいるんですか。実際には会計年度任用職員の給料というのは、ぼんと一億何千万円というふうになってはいるんだと思うんですが。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 教育支援体制整備事業費補助金のほうにつきましては、こちらは教員業務支援員としまして31名、副校長・教頭マネジメント支援員という者が8名です。あと、学校生活適用等支援員を1名ということになっております。

部活動指導員のほうは6名を予定しております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 補助率のところ、国が3分の1とか県4分の2とかと出ていますが、これはここにこ

ういうふうに出ていますが、その上の国庫補助金のほうには出てこないんで、全部、県支出金で、国の費用もここに入ってくるという、そういう歳入の仕方だということですか。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 そのとおりです。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 零時59分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生涯学習課の審査

○益子委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第24号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 (議案第24号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

眞壁委員。

○眞壁委員 今、令和8年施行というか、こういう形でもいいんですか。ちょっと私よく分からない。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 例規のつくり方として、今、

施行期日を別に定めて制定することは可能でございます、そのような形をとらせていただいております。

○眞壁委員 別に1年、2年とかも関係ないということですね。

○佐原生涯学習課長 はい。

○益子委員長 ほかがございますか。
山本委員。

○山本委員 学校運営協議会委員、年額1万6,000円ということなんです、1年間にどのくらい集まるような予定なのか教えてください。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 まず前提としておりますのは、年に4回程度の会議を予定しております、前提として、今回決定させていただいておりますが、必ずしも会議に出席をしたから1回幾らという考え方ではなくて、前提は4回ですが、1年間、この職を担っていただくための報酬ということで、年額1万6,000円ということで決定させていただいております。

○益子委員長 ほかいかがでしょうか。
相馬委員。

○相馬委員 令和6年から3年間ということだったんですけども、大体どういうことをする、量というか、それは割り振りはもう決まっていらっしゃるんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 これにつきましては、委員の皆さん方も御存じだと思うんですが、那須塩原市につきましては、地域学校協働本部というものを先行して導入しております。今回、学校運営協議会の設置する順につきましても、基本的には地域学校協働本部を立ち上げた順ということで、令和6年度は三島中学校区、黒磯北中学校区、それから塩原小中学校区の8校になります。令和7年度

が東那須野中学校区、西那須野中学校区、日新中学校区、10校、令和8年度が黒磯中学校区、厚崎中学校区、高林中学校区、箒根学園の9校ということでございます。

○相馬委員 わかりました。

○益子委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第24号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 支出のほうの執行計画書のほうで質問させていただきます。

まず執行計画書144ページ、そこにコミュニティ・スクール事業費ということで掲げておられますが、ここのコミュニティ・スクールの中身の内訳が非常勤の職員報酬、学校運営協議会委員の報酬ということなんですけれども、これは何名おられるということで考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 先ほど議案第24号のほうでも御説明差し上げたと思うんですが、来年度8校を先行して導入、設置をさせていただきます。予定している委員から若干の最終的には、指定される人数が変わるかもしれませんが、予算書上、101名を今予定しております。7校につきましては12名で、1校につきましては、塩原小中学校がございまして、17名ということで、合計ますと101名ということで見込んでおります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 12名の協議会委員がおられるという格好になっているということですが、主なメンバー構成をちょっとお聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 こちらの学校運営協議会でございますが、国の示すこういった方々が委員としてふさわしいのではないかとということにございますと、まず地域の代表、それから学校の代表、保護者の代表ということで、これは既に導入しております地域学校協働本部の委員さん方が大体それらのメンバーなんです。

ですから、これに加えまして、あとはそれぞれの学校で特色ある活動なんかをされているような団体の代表であるとか、そういった方々を委員とするということ。地域の代表でいえば、コミュニティの代表であるとか、自治会の代表であるとか、学校であれば学校長、それから保護者の代表であればPTA会長であるとか、そういった方々が今ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もっともこういう協議会委員という名前の下に、コミュニティ・スクール事業という格好になっておるんですけども、コミュニティ・スクールということでの目的はどういうふうになるかお聞きしたいです。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 コミュニティ・スクール、先ほど少し触れさせていただきましたが、学校運営協議会を設置した学校、あるいは学校運営協議会制度とでも申しましょうか、それがコミュニティ・スクールということにございまして。

目的は、こちらは地域とともにある学校づくりなんです。先ほども少し説明させていただきました学校運営協議会は、学校を核とした地域づくり、こちら地域づくりです。今回導入するのが、地域と共にある学校づくりということで学校づくりなんです。これは共に相互に関係し合っただけで子供たちはこの中で関わってもらって、子供たちを育む、

成長を育みましょう、育てましょうという取組なんです。

ですから、大きな目的はそういうふうな、それぞれの取組は相互に関係した方が学校づくり、地域づくりをしながら、子供たちを育てましょう、そういったものが目的となります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 別の言い方をすると、学校を核にして、学校を活発にしていこうと。それと同時に、地域も活発にしていこうという理解でよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今おっしゃられたとおりでございます。

○益子委員長 堤委員

○堤委員 それでは、引き続き、152ページですね。

地域学校協働本部推進費というのがあるかと思いますが、ここでは主に報償金が計上されておりますけれども。

先ほどのお話ですと、この学校運営協議会委員は、地域学校協働本部の一員というふうにならんと理解をしたんですが、この、なかなか要項がいろんな要項が出てきておるもので分かりにくいんですけれども。

この学校運営協議会もある、地域学校協働本部もあるということなんですけれども、そこら辺の相関関係といいますか、ちょっと教えていただければと思います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 確かに少しややこしいんですけども。もちろん組織は地域学校協働本部、学校運営協議会、これはそれぞれ別組織になっています。ただ、それぞれ委員が同じ人がもしかすると委嘱される可能性が高いです。先ほど申し上げ

ましたように、今回設置する学校運営協議会は地域の代表、学校の代表、PTAの代表等が委員としてふさわしいですよということで国のほうで示されていますと、もうまさにこれは地域学校協働本部の委員とほぼほぼ同じような方々になってきます。

大きさ関係には、どちらがどうかということだと、むしろこの学校運営協議会につきましては、そこに加えて、さらに特色ある取組になるのか、学校に対する御発言できる方々を取り組みなさいということになっていきますので、うちだところらの学校運営協議会のほうですね、少し大きな組織になるものだというふうなイメージではございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほどの学校運営協議会のほうは、先行して8校の取組ということですが、ここの地域のこの学校協働本部というのは、この8校という選択じゃなくて、全体を推進するということによろしいでしょうか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 地域学校協働本部は、既に市内の、これは中学校区単位で設置しておりますので、地域学校協働本部は中学校区単位での取組活動になります。

今度、学校運営協議会はそれぞれの学校単位ですから、最終的には市内全27校に学校運営協議会を設置して、それぞれ学校ごとの取組という形になってまいります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そういう意味では中学校単位で協働本部を取り組むということですから、それも同時スタートということによって理解してよろしいでしょうか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 同時スタートというのは地域

学校協働活動と学校運営協議会が同時スタートというふうなことによろしいですか。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 組織がもうつくられるというのは、この令和6年度設立ということによろしい。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 もし、私の誤解でなければ、地域学校協働本部につきましては、平成30年度から令和3年度までのこの4年間で、既に市内の11中学校区に設置してございます。設置済みです。今回、学校運営協議会を令和6年度から3年間で27校に設置するというものでございます。

○堤委員 理解しました。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 続きまして、152ページですね、同じく。コミュニティ活動支援費5001事業の中で、それぞれにコミュニティ活動支援費と自治総合センターコミュニティ助成事業ということで、それぞれ金額が計上されておるんですけれども、この2つの経費の違いをちょっと教えていただきたい。

○益子委員長 堤委員に申し上げます。

自治公民館のほうは所管が違いますので、そちらを含まないような形で、すみません、お願いいたします。

○堤委員 じゃ、コミュニティ活動支援費の内容をちょっとお願いします。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 こちらにつきましては、市民協働推進課の所管事業になりますので。

○堤委員 すみません。了解しました。

○益子委員長 ほかがございませんか。

山本委員。

○山本委員 151ページの生涯学習推進費の中のなしお博についてなんです、これは今年度やったなしお博とほとんど同じような内容で、同じよう

な形で開催するということでよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 もちろん担当者が毎年非常に試行錯誤しながら、お客さんに来ていただける取組ということで頑張っておりますが、基本的なつくりは同じような考えでございますが。

その中でそれぞれのブースでどんなことをするかとかというのは、しっかりとこの後、企画してまいりたいと思っておりますが、ご質問の内容からすると、同等のものでございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、場所とか、それからシャトルバスのこととかは同じようなことになるだろうということでよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 そのとおりでございます。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 ほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 予算書10ページの債務負担行為だったですかね、下から2段目、令和6年度図書館システム更新のリース料保守料ということで、5年か、6年間ですね、1億9,600万円という金額になっていますが、この委託先というのは、これまでと同じなんですか。

○益子委員長 那須塩原市図書館管理係長。

○伊藤那須塩原市図書館管理係長 こちらにつきましては、今回の事業委託先の内容とはやはりやり方を変えまして、プロポーザルでやりたいというふうに考えています。

なので、いろいろな業者さんに入ってもらって、料金的な部分とか、経費の部分とか、システムの内容とかをいろいろと提案をいただいてやっていきたいと思っております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、プロポーザルを実施するのにいつまでなんですか。

○益子委員長 管理係長。

○伊藤那須塩原市図書館管理係長 早い段階で取りかかりをしたいと思っております、8月から9月ぐらいには実施できたというふうに思っています。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これ計上されている予算はこの時点で1億9,000万ぐらいですけども。そうすると、これまでの委託先とどうなんですか、多少下がるんですか、上がるんですか。

○益子委員長 管理係長。

○伊藤那須塩原市図書館管理係長 規模といたしますか、そのあたりの行うべき内容ですね。基本的な部分ではなくて、行われる内容からすると同等のものをできればやってほしいということで、現在の事業者さんとお話を聞いているところではございます。

費用的な部分から見ますと、やはり昨今、いろいろなシステムコンピューター機器とかの管理が上がってしまっているというところもありますので、そのあたりは若干あがる。単価的には。

○益子委員長 ほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 162ページ、図書館の管理運営のことなんですけども。

その中の委託料の、忘れてしまったので西那須野、塩原の図書館の指定管理料と、それから那須塩原市図書館の業務委託のところの金額を教えてください。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時39分

- 益子委員長 委員会を再開いたします。
管理係長。
- 伊藤那須塩原市図書館管理係長 西那須野塩原の指定管理につきましては9,543万円です。那須塩原図書館みるる、こちらが1億289万1,360円です。
- 益子委員長 山本委員。
- 山本委員 西那須野塩原図書館は2か所ということではあるんですけども、内容からすると、みるるが少し安くないですか。そんなことはない。
- 益子委員長 生涯学習課長。
- 佐原生涯学習課長 これはそういった選考過程において、しっかり受託する側もそれで受託できるということに落ち着いて契約しているものですから。そこは適格なのかなというふうに私どもは考えております。
- 山本委員 分かりました。
- 益子委員長 ほかいかがでしょうか。
相馬委員。
- 相馬委員 予算計画書163ページの、ハーモニーホール整備事業費3501事業の施設修繕費で、これ負担金なんですけれども、その修繕の内容とこの負担の割合。
- 益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時44分

- 益子委員長 委員会を再開いたします。
特に、あと資料等分かりましたら、委員会のほうに送付願います。
そのほか質疑等。
相馬委員。

- 相馬委員 生涯学習課、歳入の表がありましたね。
あの33番、県支出金の33番ありますよね。

青木那須別邸の維持管理委託金で429万1,000円なんですけど、この算出根拠はどういうふうになっていますか。

- 益子委員長 生涯学習課長。
- 佐原生涯学習課長 こちらにつきましては、指定管理ということで市が県からこちらの施設の維持管理の受託を受け取りまして、そこにかかる人件費であるとか、そういったものの経費を積み上げたものがこの金額ということで、県のほうから示された金額。もちろんこちらの中身を精査した結果で、こちらとなっています。

- 益子委員長 相馬委員。
- 相馬委員 そうすると、この人件費というのは何人分で計算しているのでしょうか。

- 益子委員長 文化振興係長。
- 岩瀬文化振興係長 県のほうで負担していただいているのが、青木別邸の案内人として1名分を県のほうから負担しております。

- 相馬委員 分かりました。
- 益子委員長 ほかいかがでしょうか。
星副委員長。

- 星副委員長 予算執行計画書の162ページ、図書館管理運営費の1001事業なんですけど、この中に需用費の中の光熱水費1,829万1,000円計上されているんですけども。令和5年、去年は2,700万なんです。今年が約1,000万円ほど減額されて予算計上されているのは何でしょうか。

今、要は何ていうんでしょう、高くなっているじゃないですか。普通に考えて、水道光熱費って物価高、上昇の中でも当然高くなっていて、みるるは余計に何か、結構維持するのにお金がかかっているということだったと思うんですけど。

そのものの予算はこれだけ少ないということは、

補正もありということで考えた最初の予算を組んでいるのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいです。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 補正ありきということではなくて、もちろん一つは実績に応じたものもあると思うんですけども。実は来年の那須塩原市図書館みるにつきましても、那須野ヶ原みらい電力、こちらから電力供給を予定しておりまして、東電よりも電気料金安くなるという見込みでございます。

○星副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。

山本委員。

○山本委員 163ページの、先ほどハーモニーホールのことが出たんですけども、これ大田原市と那須塩原市の負担割合は、前6、4ぐらいだったと思うんですが、ちょっとそのところを教えてください。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 負担割合につきましては、お見込のとおりでございまして、大田原市が6割、本市が4割でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ハーモニーホールの使っている団体と、使われ方を見ていると、6、4の、何ていうか、那須塩原市のほうがあまり使っていないような気がするんですけども。これって使う団体とかではなくて、人口割とかでそういうふうになっているんですか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○益子委員長 委員会を再開いたします。
課長。

○佐原生涯学習課長 明確な算出根拠を持ち合わせてないんですが、建設時にそういった形で負担割合決めて、今も継続しているというのが実態でございます。

内容につきましては、ちょっと今それ以上の打合せ資料の持ち合わせがないということで。

○山本委員 了解しました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、ついでに。同じところすみません。

歳入のところに市債で、ハーモニーホール整備事業1,430万円というふうに出ておりますが、これは先ほどの、修繕に充てる負担金を市債を発行するという事なんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 こちらにつきましては、引越しのところでございまして、まず30年後には出るということでございます。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議間討議及

び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時08分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◎スポーツ振興課の審査

○益子委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査になります。

担当課の皆さんお疲れさまです。

スポーツ振興課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○和氣スポーツ振興課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 執行計画書の167ページのその他の委託料ですけれども、2億9,213万8,000円計上している、この詳細を教えてください。

○益子委員長 課長。

○和氣スポーツ振興課長 こちらの2億9,200万でよろしい。

こちらにつきましては、体育施設の管理運営というところで、指定管理料の金額になります。ちなみに内訳のほうは、黒磯塩原地区が1億4,330万、西那須野地区体育施設が1億2,400万。

それと、ちょっとほかのあれなんですけど、ホースガーデンの業務委託が2,350万円。あとは体育施設の点検業務が、これは84万6,000円ぐらいの金額で入っているものの委託料です。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、那須塩原の施設と西那須野施設が指定管理者での管理で、ホースガーデンは委託で2,350万ということなんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○山本委員 はい。了解です。

○益子委員長 そのほかございますか。

堤委員。

○堤委員 執行計画書の166ページで、スポーツ健康まちづくり基金積立金ということで1億5,004万1,000円ということで金額がありますが、これは先ほどの御説明の中では、ふるさと納税の中からそれぞれ繰り入れているというふうになると思うんですけども。ここ1億5,000万、積立でする必要をちょっと教えていただければと思います。

○益子委員長 課長。

○和氣スポーツ振興課長 この金額につきましては、ふるさと納税のほうは納税を寄附する方が、この部分に財源として使ってくださいよという選択ができるんですが、そこのスポーツ健康まちづくりに財源として使ってくださいよという金額がこの金額でございますので、納税者の意向の金額がこの1億5,000万の寄附金があったものですから、その分はスポーツ健康まちづくりのものに基金として積むということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その積み立てた基金、今回の予算の中では消化はされずに、来年度ということになるんでしょうか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○和氣スポーツ振興課長 今回、黒磯の運動場の植栽のほうに1,000万充当させていただくのと、あとスポーツコミッションのほうに100万円を充当させていただくのと。

スポーツ振興費のほうは、激励費とかそういう大会とかのスポーツ振興費になるんですが、こちらのほうの財源として100万、1,200万円が今回充当するということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 引き続いて167ページですね。

体育館施設整備費ですね。ここで6,960万円、

1501事業で計上されておりますが、この中の西那須野運動公園の屋外バスケットボールコート整備等ということで6,500万ほどありますが、このバスケットボールコートを整備するに至った経緯はどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 昨年度、第2期スポーツ施設整備計画を策定するに当たって、その前々から市民の皆様からの要望が増えたというところで、計画のほうにもこちらのほうを入れさせていただきまして、本年度、設計業務からいくと工事というふうな段階になっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 コート数は幾つになりますか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 屋外のコートということで、基本は1面を設置いたします。外側というんですか、コートの外側にちょっと練習用のゴールといいますか、そちらのほうを1基付ける予定ではございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 観客席はありますか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 観客席までのものではございません。あくまでも皆様が気軽に楽しめるような、当然、体育館の中でバスケットするのもございますが、屋外でも気軽に楽しめるようにということでの設置を考えてのものです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今回、那須塩原市ではこのバスケットボールのコートは今回初めてということで、ここ場所1か所のみということで考えてよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 今のところは西那須野運動公園に屋外のバスケットボールコートを設置ということで1か所のみということですので。当然、様々な市民の皆様からの御要望もございますので設置をさせていただいて、利用の状況等を見ながら考えていきたいと思いますが、今のところは1か所です。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 部長。

○磯教育部長 ちょっと補足させていただいて。

その工事代金6,500万を予算計上していますけれども、バスケットボールコートのほうが5,000万円で、あと課長からもちょっと話ありましたけれども、黒磯運動場の野球場の植栽のほうが1,500万円というふうな内訳になります。

○益子委員長 ほかがございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 今御説明あったその野球場の植栽はどんなふうにするのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 黒磯の野球場につきましては、前々から外野の外から、球場外からも中が見えであるということで、有料試合等がやりづらいという状況でしたので、今現在は外野の部分がちょっと低いんですが土手になっておりますので、その部分に植栽を植えることで、それほど大きくない植栽、1mから2mぐらいまでのものだとは思いますが、そういったもので囲うことで中が見えなくするというふうなものを考えております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 一番外周のフェンスの内側になるということですか。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 そうですね。

○相馬委員 土手の上になるということですか。

〔「はい。丘のところですよ。」と

言う人あり〕

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 この植栽1,500万で目的が達成されるというふうに理解していいのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 はい。基本的に見えなくなるというふうには思っております。

○益子委員長 ほかいかがでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 まずは46ページの部活動地域移行に関するそのイベント。ごめんなさい。

地域おこし協力隊の13003事業の、そのイベント委託料として、イベント運営、部活動を地域移行するためのイベントというふうに書いてあるんですが、ちょっとこの内容が分かりづらいので、もう一回説明よろしいですか。

○益子委員長 スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興係長 部活動の地域移行に関するイベントということで、現在の種目ごとに合同の練習会とかそういったものを開催しているんですけども、今年度はバレーとバスケ、それからサッカーなんかを予定していたんですけども、来年度につきましてはちょっと違った種目にも広げていこうかなということで、その分のイベントの保険料ですとか、運営のお手伝いの業務委託などを見込んでいる予算になります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これ通うというのはどの方がこのイベントの運営のお手伝いをするのでしょうか。

○益子委員長 スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興係長 その種目にもよるんですけども、例えば民間のクラブチームの方にお手

伝いをいただいたりとか、あとはボールとかネットとか、その必要な備品関係、そういったものをそろえてもらったりとかというようなことで予定をしております。

○益子委員長 ほかがございますか。

星副委員長。

○星副委員長 予算執行計画書167ページの1001事業ですね。ホースガーデン管理運営委託料としてはあるんですけども、このホースガーデンなんですけど、今の利用状況、あとホースガーデン利用学校送迎バスとあるんですけど、こちらのほうの本年度どのぐらいの学校が利用されるのか。また、できた当初のときには、市内の小学生全員に利用できるような形にということではあったんですが、今どのぐらい、それが進んでいるのかお聞きしたいんですけども。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時41分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 ごめんなさい。ちょっとまだ5年度の実績がまとまっておりませんが、学校の利用といたしましては、これは11校ですね、小学生を中心ということになりますけど11校の利用です。

利用の実績といたしましては、ちょっと昨年度のものにはなってしまうんですが、ホースガーデンのほうは4,000人ほどの御利用はいただいております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 これ開業してからということですよね。開業してからのその延べ人数というか、実績というか。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 4年度の実績。

○星副委員長 4年度の実績が4,000人からいるということですか。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 はい。

○星副委員長 じゃ、思ったより多い。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 あとその前の年ですね、3年度はちょっと2,700と。当然コロナとかそういったものの影響もございまして、少し先ほどのでは4,000人という形となっております。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 もう一つ、学校のほうは小学校11校ということだったんですけども、これはその学校の中でも全員が利用というのではなくて、どこかの学年が希望者だけが利用するという形なんですか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 学校につきましては、各学校に希望のほうを調査行いまして、申込みのあったところが利用をさせていただいております。

学校によって当然何年生がというようなところで違いがございまして、その申し込んだ学校の全ての子供さんが利用しているという状況ではございません。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 となると、持ち回りで、西那須野のほうの学校でどうぞとか、そういうわけではなくて、本当に希望。だから、毎年希望をしていれば毎年利用するし、希望出してないところは全く行っていないというような状況なんですか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 当然、全ての学校に御利用いただきたいというところはございますが、距離的などところとかがやはりありますので、その移動に時間がかかるところはなかなか、その学校の授業のスケジュールの中では組みづらい。例えば、すぐ隣の青木小学校などはやはり近いということもございますので、年間に何回か御利用いただいているというような形はございます。

○星副委員長 分かりました。はい、すみません、ありがとうございます。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。
相馬委員。

○相馬委員 それでは予算書の、債務負担行為でしたっけ、債務負担行為表の一番最後なんですよ。青木サッカー場のLED照明、リースということで540万で10年間のリースとなっておりますが、これ単純に、11年間ということ、年間約50万のリースという計算でいいんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 月リース料、予算上もまだ設計という形にはなりますが、月額が4万5,000円で、これが1年間で12か月という形になっています。

これが来年度、入札等の手続きがございますので、6月から3月分までを取っておるものですから、年数的には年度的には11年となりますが、12か月の10年で120か月分のリースという形になっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうするとLED化、あそこの施設の照明器具を全部LED化するというところでよろしいんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 事務所棟は既にLED化されておりますので、全てLED化されるということです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、それ以前の電気代とLED化された後の電気代はどのくらい下がるものなんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 試算ではございますが、今のところ70万ぐらいの電気料が下がるというふうに。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 それは年額でしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 はい、年額です。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、市民に貸し出す料金も下がるという計算でいいんでしょうか、電気代が安くなるということ。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○益子委員長 委員会を再開いたします。
課長補佐兼管理係長。

○小野スポーツ振興課長補佐兼管理係長 基本的に今現在、庁内全体的に使用料の見直しをやっております。体育施設につきましても、基本、赤字とございますか、かなりマイナスがございますので、基本的にはそれは下がるというようなことはないというふうに。まだ、ちょっと設定を幾らにするかというところは、まだ検討中ということになり

ますので、このLED化によって利用料が下がる
というふうにはちょっと考えてはございません。

○益子委員長 ほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等はご
ざいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終結したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議
と質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予
算は原案のとおり可決すべきものとするに異
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となりま
す。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時55分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

本日の審査事項は全て終了となります。

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局から何かございますか。

事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

—————◇—————

◎散会の宣告

○益子委員長 それでは、以上をもちまして、本日
の委員会を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時56分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開議

出席委員（8名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ	委 員	玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福 祉 事 務 所 長	増 田 健 造	社会福祉課長	平 井 克 巳
社 会 福 祉 課 長 補 佐	小 田 由 起 子	社会福祉係長	戸 井 田 香 苗
障害福祉係長	薄 葉 哲 郎	保 護 係 長	高 野 幸 大
高齢福祉課長	秋 元 武 志	高 齢 福 祉 課 長 補 佐 兼 高 齢 福 祉 係 長	佐 藤 裕 之
介護管理係長	平 城 靖 啓	介 護 認 定 係 長	君 島 栄 三
地域支援係長	君 島 忍	国保年金課長	藤 川 正 勝
国保年金課長 補 佐 兼 管 理 係 長	関 根 達 弥	国保年金係長	小 出 涉 美
国 保 年 金 係 主 査 (係 長 級)	三 浦 怜 子	健康増進課長 兼 黒 磯 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 西 那 須 野 保 健 セ ン タ ー 所 長	亀 田 康 博
健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	根 本 カ ヨ	健 康 増 進 課 主 幹 兼 保 健 予 防 係 長	印 南 和 也
保 健 予 防 係 主 査 (係 長 級)	阿 久 津 宏 介	健 康 増 進 係 副 主 幹	大 島 圭 子

出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 号 令和6年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 9 号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

[社会福祉課]

- ・議案第17号 那須塩原市社会福祉施設入所等措置負担金徴収条例の制定について
- ・議案第43号 第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

[高齢福祉課]

- ・議案第31号 那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部改正について
- ・議案第32号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正について
- ・議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について
- ・議案第44号 第9期那須塩原市高齢者福祉計画について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 号 令和6年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第11号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計予算

[国保年金課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 8 号 令和6年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 9 号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

3. その他

4. 散 会

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 益子委員長 皆様、おはようございます。
散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。
ただいまの出席委員は8名です。
それでは、次第により本日の審査に入ります。

◎保健福祉部の審査

- 益子委員長 これより保健福祉部の審査に入ります。
初めに、保健福祉部長より御挨拶をお願いいたします。
部長。
○増田保健福祉部長 (挨拶。)
○益子委員長 ありがとうございました。

◎健康増進課の審査

- 益子委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。
担当課の皆さん、お疲れさまです。
健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

- 益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。
課長。

- 亀田健康増進課長 (議案第8号について説明。)

- 益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
堤委員。

- 堤委員 予算執行計画書87ページの6001事業、これが新型コロナウイルスワクチン接種費ですが、これは今まで無料で接種をされていたと思うんですが、今回から有料になるということですが、その後の経緯をお聞かせいただきたいと思います。

- 益子委員長 課長。

- 亀田健康増進課長 その後の経緯でございますが、国のワクチン分科会の中で、来年度の接種単価というものを検討していきまして、来年度から1人当たり7,000円の接種費となることとなっております。

- 益子委員長 主幹兼保健予防係長。

- 印南健康増進課主幹兼保健予防係長 金額については今、課長が説明したとおりでございますが、来年度定期接種になるのは、65歳以上の方ということが、まず定期接種になる。それと60歳から64歳の中で比較的症状の重い方、コロナにかかると重症化するリスクが高い方という方が定期接種扱いとなりまして、一般的に64歳以下の方は任意接種ということで、接種したいという方は御本人の意思で接種を受けると。この際の金額については、病院さんのほうの金額ということになりますので、多分7,000円というのを基準に、前後ぐらいの金額で1回当たり接種できるのではないかとというようなことになってございます。

以上です。

- 益子委員長 堤委員。

- 堤委員 コロナが5類に移行したとはいえども、まだ完全に終息しているわけじゃないもんですか

ら、やはり予防接種、あるいはワクチン接種、これは必要だと考えます。これが有料となると、なかなかそもそも予防接種されない方も出てくるかと思しますので、そうするとまたさらにコロナが蔓延することも考えられますので、これはやはり市で一定負担をして予防に努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 定期接種ということで、今、B類予防接種で、例えばインフルエンザなんかは助成しております。

このコロナ接種につきましては、まず7,000円という金額を全額補助となると、膨大な市の単費の支出となってしまうことから、県内の市町の動向を研究しながら、助成について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 引き続きまして88ページ、それぞれ、がん検診、それからあと生活習慣予防対策費が計上されておりますけれども、ちなみにちょっとここではないかと思いますが、健康診断の費用はどちらの科目になりますか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 健康診断と申しますと、国民健康保険該当者ですね。そうすると、国保の特別会計のほうで計上になってございます。

○益子委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 87ページになります。

健康づくり推進費の中で、その他の委託料で、デジタル健康ポイント事業をということだったんですが、これの詳細と、それから積算を教えてください。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず、このデジタル健康ポイ

ント事業の詳細でございますが、スマホのアプリ、こちらを開発しまして、アプリケーションを使った歩数計、歩数をはじめ、健康行動なんかをやった場合に入力してポイントを得るという事業となっております。

今まで令和5年度までやっていた「みるぼい」ですと、歩数計を、機械を持って歩いていたもんですから、上限ワンクール500人上限だったんですが、今度はアプリケーションをダウンロードすれば皆さんできるということで、たくさんの方の方に参加していただける、またどの時期からでも参加できるというメリットがございます。

続きまして、経費内訳ですね。お待ちください。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 デジタル健康ポイントの内訳なんですけれども、大体がその他の委託料のほうで賄うという形になりますので、内訳としては、その他の委託料という形になってきます。あとはプロポーザルでお願いする形になります、選定する形になりますので、あとは事業所のほうでどのような提案をしてくるかということにより、内訳については多少変わってくるかなと考えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これ、委託は今プロポーザルでということだったんですが、やっているところが限られているというか、幾つかあるんですけども、手を挙げてくる中で選ぶんだと思うんですが、一応ここだというようなところを考えているのか、あるいはその辺はどうなっているのでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 公募型プロポーザルで実施する予定ではございますが、やはり今、デジタル推進課で推進しておりますデータ連携基盤との連携、そういったものに対応できる事業者ということに

なると、ある程度こちらも想定する事業者はございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これは、ここの委託料1,882万1,000円がプレ特定健診というのと2つになっているんですが、このデジタル健康ポイント事業は幾らほどになっているんですか。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 この内訳ですが、プレ特定健診のほうは130万8,000円で、デジタル健康ポイントのほうは1,751万3,000円となっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 相手先が決まってからその詳細をということだったんですが、先ほどスマホアプリで、今度は多くの人が使えるようになるということだったんですが、何人ぐらいを想定しているんですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず、来年度令和6年度につきましては、10月開始を目標にしておりますので、10月から半年間で1,500人で、順次増やしていきまして7年度までに3,000人で、3年間の事業ですので、令和8年度末までに5,000人を目標としてございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 3,000人とか5,000人とかというのをどういうふうに捉えるかということだと思んですが、一応健康づくりということなので、こういうことをやることによって、病気にならないとか元気で過ごすということだと思いますが、3,000人とかというのはあんまり多くないような気もするんですが、その辺はどのくらいの、今もやっていらっしゃるわけですよね。なので、何歳ぐらいの方が何人だというのは分かっているんだ

と思うんですが、その辺を、ターゲットをどうしているのか、どんな感じで考えているのか教えてください。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず、今回アプリ化するターゲットは、やはり若い世代です。今年年齢を、前回30歳以上だったんですが、年齢を引き下げて18歳以上からも参加していただいて、早いうちからの健康づくりへの意識を高めたいというところで、ターゲットは若年層といいますか、18歳以上からを積極的に入っていただきたいと考えてございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 それでは、今のところでなんですが、そのポイントの還元の方法、今度、人数がどんと増えた場合の還元の方法はどういうふうにされるのでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 「みるぽい」のときは、例えば1万ポイントためたら必ず商品券とかなっていたんですが、やはり人数がたくさんになって、その方に全員払うとなると、もう予算が足りなくなってしまいますので、抽せんの方法とか、あとはスポンサーつきのそういった景品みたいなものも探したいなというふうには考えてございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。今のところは、じゃそれで結構です。

その上の新型コロナウイルスの基金積立金ということで、利息の計上ということだったんですが、昨年度は元金として2億何千万とかという積立があったと思うんですが、今後この基金の取扱いはどういうふうになってくるのでしょうか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南健康増進課主幹兼保健予防係長 コロナ基金でございますけれども、昨年度、原資積立てというものがあつたんですが、5類移行に伴いまして、コロナも幾分かは終息してくるところを考えまして、今までふるさと納税を原資として寄附を頂いていたものをまず令和5年度中にふるさと納税の項目から外させていただいて、原資積立てを行わないようにしたということなので、令和6年度に原資積立てが載っていないというのが現状でございます。

今後こちらについては、今年度事業の中でもほかの事業に充当しているものがないので、年度内で廃止、またはコロナのものを、例えば先ほど堤委員のほうからもワクチン接種の話がございましたが、そういったものの財源、ワクチン接種の補助の財源にするのですとか、そういったものをちょっと検討しながら、必要に応じて対応して、不要であれば廃止していきたいというふうに考えてございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。この基金の条例上廃止する場合に、この残っている積立金は取扱いをどういうふうになっているのでしょうか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南健康増進課主幹兼保健予防係長 全ての基金、すべからく同じでございますが、基金を廃止した際には、全て一般会計のほうで一般財源に変わるということになってございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 88ページになります。

真ん中の生活習慣病予防対策費の中で、先ほど委託料で、歯周病の検診を拡大するというふうにおっしゃられたんですが、これの中身を教えてください。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 歯周病検診なんですけど、これまでは40歳、50歳、60歳、70歳の節目検診でやっております。

今回は、早期からの歯の健康づくりを推進したいということで、20歳、30歳を新たに対象とする事業でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、那須塩原市内においては若い人の歯周病が多くなっているというのか、あるいは歯周病の対策を早くしたほうがいいというふうに感じていらっしゃるのか、その辺は那須塩原市は歯の衛生をあまりしていないということなんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず那須塩原市の特性としまして、虚血性心疾患、それから脳血管疾患、それが全国平均と比べて高いと。その原因の一つとしまして、歯周病が原因の一つとなっております。

早期から、例えばこれまでですと、高校を卒業しましたら40歳までは市の歯科健診を受ける機会がなかったということで、改めて20歳から導入することで、まず生活習慣病の予防につながる歯周病検診を取り入れるという考えでございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そういう脳に係るということは知らなかったんですが、そういうことを市は皆さんに知らせているんですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 例えば、今年度から高齢者の歯科検診などスタートしておるんですが、その中のチラシというか、啓発資料として導入したり、封入したり、またホームページでもやっております。また、今年度は高校生を対象にした歯と口腔の健康づくりの授業など、そういったものを作って啓発してございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 この委託料、ほかのものも一緒になって953万5,000円なんですけど、この歯周病の拡大することで、どのくらい使うのか教えてください。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 20代、30代を追加することで、約61万6,000円ほど委託料は増加します。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 私はこの検診、来たけれども受けなかったんですが、それはなぜかという、自分で定期的に歯医者さんに年に3回ぐらい行っているのに必要なかったというのか、使わなかったんですけども、この歯周病の検診の紙を持って行って歯医者さんでやっていただくと、どのくらい1回かかるものなんですか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 歯周病検診の自己負担金なんですけれども、1人当たり400円になっています。ただし、70歳の方は無料となっております。

以上です。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これ、予算の中に載っている委託料というのは、個人負担じゃなくて、つまり歯科医院さんに、委託といっても個別の歯科医院さんに払うお金ということですね。それが、ですからどのくらいと見込んで、ここに入れているのかをお尋ねします。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 1件当たりの委託料と捉えてよろしいでしょうか。

70歳の方には4,510円で、それ以外の方は400円を引いた額ということで4,110円ということで計上しております。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 歯の口腔衛生ですけれども、こちらは特に認知との関係が強いということで、今年度からは、76歳、81歳、86歳に拡大しております。さらに先ほど課長から説明がありましたように、若いときから歯の口腔衛生を保つことにより認知を防ぎたい、これはたしか25年前に私が高齢福祉に行ったときから8020運動ということで、80歳で20本の永久歯を保つ、要は認知とも密接に関係あるんで、そういった啓発をこれからも進めていきたいというふうに考えております。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 委員会資料にお配りいただきました歳入及び歳出充当先一覧表というものなんですけど、まず、この金額は単位が千円なんですか、それとも円なんですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 円でございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 ここのナンバー11の21雑入の地域総合

整備基金貸付金元金収入というふうになっているんですが、これ貸付けをされていてというのが戻ってきて歳入になるということなんだろうと思うんですが、これのちょっと詳しい説明してもらってよろしいでしょうか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南健康増進課主幹兼保健予防係長 こちら、民間の病院を整備する際に、国からお金を一旦市が受けて、民間の病院のほうにお金を貸し付けるというようなもので、これの今度は返還が逆ルートで病院から市のほうへ、市から国のほうへというような、そういった流れになります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、3,333万2,000円という金額なんだろうと思うんですが、これは病院の数にして幾つ分なんでしょうか。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南健康増進課主幹兼保健予防係長 民間の病院1つでございます。

○益子委員長 そのほかいかがですか。
星副委員長。

○星副委員長 予算執行計画書88ページのがん検診費、2001事業です。その扶助費の中に、がん患者支援事業とあります。これは令和5年、去年からの新規事業で始まっているものになりますが、ちょっと決算前なのでお聞きしたいんですけども、こちらのがん患者支援事業、令和5年やって、どのように評価をされているのか。また本年度、どのようにこれを続けていくのかお聞きします。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず、評価ということでございますが、この助成事業を利用しているのが現在のところ37件ということで、多くのがんにかかった方、多くの方に利用されているということで一定の評価を得ております。

来年度以降につきましても、やはり必要とされている助成事業でありますので、引き続き継続して予算計上してまいります。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、多分37件利用者がいらっしまったということなんですが、本年度もやる場合にはその37人の方もそのまま継続で支援を受けつつ、本年度もまた利用者も増えてくるということになっていくんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 この助成金なんですけれども、ウィッグとあと乳房補整具ということで2種類準備してございます。乳房補正具に関しては右1回左1回ということで、あとウィッグに関しても、それぞれ1人1回だけということになっておりますので、今年度助成をした方に関しては、乳房補整具以外はもう終わりということになるかなと思っております。対象外ということになります。

なので、新たに利用したい方、購入されるとき助成ということで、申請があればそれに対して助成をしていくという形になります。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 そちら、支援で生活のものの支給ではないほうのサポートかと思って質問してしまったんですけども、すみません。分かりました。

じゃ37件ということは、本当に多くの方が利用していただけるということで分かりましたので、以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほど相馬委員が質問されました87ページですか、5001事業のコロナの対策の新型コロナウイルス感染症対策基金の積立金の残高をお伺いしたいと思います。

○益子委員長 主幹兼保健予防係長。

○印南健康増進課主幹兼保健予防係長 基金の残高でございますが、令和5年度末の見込みですけれども、2億1,938万2,000円の予定でございます。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。
相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書のページと項目がちよっと忘れたんですが、救急医療センターか何かに支払う金額が増えている理由が、救急搬送が増えているということだったんですが、どのぐらい増えているという、またその原因が、もしかしたら健康増進課じゃないのかもしれないんですけども。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 救急搬送の件数となりますと栃木県になってしまいますが、やはりコロナ禍におきましては受診控えがあったんです。夜間救急にしましても、夜間に大田原日赤に行って待合室密集するのを嫌がったり、そういったことがあったんですが、アフターコロナでまた戻りつつあるという、患者が救急でかかりたいなとなったら行くようになったということで、増加となっております。

○益子委員長 ほかはいかがですか。ございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議

及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 質疑の中でも申し上げましたが、新型コロナウイルスの予防、ワクチン接種、今回は定期接種のみということに限定されているようです。それから、あとさらに認知予防というフレイル防止の観点から、歯の口腔衛生に関してはいろいろ検査が盛り込まれておりますが、耳のほう、難聴対策については、今回予算としては何も入っていないということで、これからこの那須塩原市で高齢者が健康で生き続けるため、そういう予算には少し程遠いと感じておりますので、この一般会計予算に反対を申し上げます。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○益子委員長 それでは、反対討論がございましたので、起立により採決をしたいと存じます。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第9号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 （議案第9号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 歳出、先ほど179ページの特定健康診査事業、1001事業についてですが、御説明は昨年度同様の予算ですという御説明でしたが、令和4年度の決算が7,300万ということで、大体73%ぐらいという数字になってくるかと思うんですが、決算と約30%の差異はどういうふうにお考えなのか伺います。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず健康増進課としましては、なるべくたくさんの方にこの特定健診を受けていただきたいというのがありまして、今年度からスタートをしておりますが、AIを駆使した受診勧奨はがき、こういったものをどんどん活用して、受診者数をもっともっと増やしたいということで、来年度はもっと受診していただくという思いから、この委託料を計上させていただいております。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 昨年までの3年間につきましては、コロナ禍ということもありまして、病院の医療機関についても受診控え、介護の施設についても利用控えなどがありました。ですので、今年度よりも、要はコロナ前の水準に受診率を持っていきたい、そういう願いも込めまして予算を計上するものです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 179ページ、この特定健康診査等事業費、1001事業の中の特定健診の対象年齢をお願いしたいと思います。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 40歳から74歳までの方になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 それで、この特定健診の項目なんですけど、現在これは心臓の検診も入っているのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 恐らく心電図検査のことを言っているのかと思うんですけども、心電図検査は入っております。

○益子委員長 そのほかいかがでしょうか。

山本委員。

○山本委員 同じところなんですけど、委託料の最後のところに特定健診未受診者対策と書いてあるんですが、これどんなことをされているのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 特定健診未受診者対策ということで、先ほど課長の御説明の中にもありましたAIを駆使した、はがきを送付するというところで、事業所のほうに委託をしまして、未受診者の方の特徴に合わせた勧奨通知を発送するという事業になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 自分も来ているので思うんですけども、これを出すことでやっぱり上がるんですか。受診が。

○益子委員長 課長補佐兼健康増進係長。

○根本健康増進課長補佐兼健康増進係長 そのAIを駆使した対策ということが、この令和5年度が最初の事業になりますので、まだちょっと集計はこれからになるところではありますが、反応としては悪くないと思っております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 こういう受診って、多分受ける人はもう毎年きちんと受けていらっしゃるし、受けない人はやっぱり受けないんだと思うんですね。それなので、それを何とか受診していただくことにお

金を使っているわけですから、ぜひ、それこそ気持ちに刺さるというのか、そういうことを考えていただいて、受けない人が受けてくださるというふうにやっぱり対策を立てていただきたいというふうに思います。

以上です。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。

反対討論ですか。どうぞ。

○堤委員 健康増進課に直接関わるものではないんですが、基本的に国民健康保険税、やはり依然として収入のない子ども、ここに課税するという均等割の制度が今残っております。これを未就学児までは今半額という格好になるんですが、やっぱりこの均等割の減免、これを18歳まで拡大する必要があると考えております。この均等割の制度が残っているということから、市民の負担となっているというふうに考えます。

よって、この国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

相馬委員。

○相馬委員 ただいまの反対討論につきましては、健康増進課所管については関係ないというような今お話でございましたので、今回健康増進課としては特定健診に関わる事業を計上してございまして、これを進めることによって市民の健康が保たれていくということの御説明をいただきましたので、賛成の討論とさせていただきます。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

議案第9号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算の原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 賛成多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 (議案第10号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので質疑を許し

ます。

相馬委員。

○相馬委員 約1,000万ぐらいの増ということだったんですが、すみません、特段新規の事業はないというふうに見えるんですが、もう一度、その前年度比増額された理由を伺ってもよろしいでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 これまで後期高齢者の健康診査には心電図検査を行っていなかったんですが、来年度、全員に対してこの心電図検査を行うということから増額となるものです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 心電図検査が加わったということで今理解をいたしました。後期高齢者、75歳からこの後期高齢者医療保険に対象となるということですが、心電図だけで全て健康になるということではないかとは思いますが、この健康保持増進事業費5,637万8,000円、これについて今回増えたということですが、今後どういうふうこれを考えていくか、ずっと心電図はこれからも続けていくということでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず、74歳までの国保対象者までは心電図検査をずっとやっておりますので、引き続き、75歳以上も継続して心電図検査を実施していきたいと考えてございます。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 こういった事業ですけれども、後期高齢者につきましては、保険者が栃木県の後期高齢者の議会になります。ですので、うちのほうでいえば市長と議長が委員になっています。そこで、各首長や議長が委員となった議会で、新規の事業や新規の予算が決定されますので、市としましてはその決定に基づいた予算について納付金

を納めるような形になります。後期高齢者については。

○益子委員長 そのほかございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 2款2項1目の徴収費なんです。徴収事務費、手数料としてコンビニ収納とかペイジー収納とかあるんですが、これって対象者は多分後期高齢の方になってくるのかと思うんですけども、皆さんやはりスマホ収納、アプリ収納というのも徴収率でいえば効果が上がっているのか、収納率はアップしているのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 徴収事務につきまして収税課所管となりますので、ちょっとこちらでお答えいたしかねます。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 健康増進、健診の事業ということになります。先ほどの国民健康保険と一緒に、受診率を上げるのが最大のテーマなんだろうというふうに思います。

令和4年度の決算がこれも3,700万ということで、大体70%ぐらいの執行率というふうになってございます。先ほども伺ったところではありますが、どのように対応していくのか再度伺ってもよろしいでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 先ほど、やはりコロナ禍前の状態に戻していきたいということで、積極的に受診勧奨をしまして、以前のように受診者数を増やしていきたいと考えてございます。

○益子委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

反対討論でよろしいでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 今の質疑の中で、健康保持増進事業費増額になって、新たに心電図の検査項目が入ったということは非常に喜ばしいと思、これは評価をしたいと思いますが、この後期高齢者医療特別会計、この予算全体としては、当然75歳以上の方が入る保険ですので、国民健康保険から75歳になるとこちらに切り替わってくると、こういう現状で、それぞれ保険の歳入歳出両方膨らんでいる状況ですが、やはりこの保険料が、均等割額、これが過去4万3,200円から4万5,600円に増えているという。さらに所得割額、これは被保険者の所得に対する割合ですが、8.54%から8.84%に増えていると。それから、あと保険料の上限といますか、これが年額で66万円のところが令和6年度は年額73万円の上限額ということで、この保険料に対して、それぞれ個人単位で算定される額が引き上げられております。

それによって、やはり市民の方の負担が非常に増えているという現状から、この後期高齢者医療特別会計予算には反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほど国保のときも思ったんですけれ

ども、今ここで審査をしている、その表題は確かに後期高齢者医療だったり国保なんです、今ここで審査しているのは健康増進課のものであって、今、堤委員が話されたことは審査の対象にはなっていないことですので、私はそのこと自体がやはりおかしいと思いますので、賛成しますという言い方は変なんです、これはこれで反対する理由はないと思っております。

もう少し言うと、そういう賛成討論は何か対象外のものではないのでしょうかと思います。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分より再開いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開い

たします。

◇

◎社会福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから社会福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第17号 那須塩原市社会福祉施設入所等措置負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○平井社会福祉課長 (議案第17号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 条例の趣旨が上位法からということなのですが、社会福祉法は昭和22年、それから老人福祉法は昭和38年、それから知的障害者福祉法が昭和35年、それから民法が明治29年と、そういう時期に制定されておるものに対して、市の条例がこの時期に制定ということになって、上程の理由は今まで規則で行っていたということだったんですが、この時期に上程する理由を改めて御説明をお願いします。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 今、委員のほうからの質疑の中にもございましたが、これまでは規則で定めておりました。実際、規則で定めている自治体どの

ぐらいあるかというところで、あくまで県内把握しているだけでございますが、私ども那須塩原市のほかに6市、こちらは規則で制定しております。

先ほども説明でも申し上げましたが、現状、規則で制定して運用はしてきたところなんですけれども、改めて中身を確認したところ、先ほどの説明でも申し上げましたが、減免ということが、いわゆる債権の放棄につながってくると。実際、債権の放棄になれば、単発で議会にそちらを上程して議決をいただくというような流れになっています。

ですから、そういったものをどうしてもこういった措置で、減免というのは時間があまりかけられないということもございますので、迅速な対応ができるようにということを考えた中で、より条例のほうが今後の運用がしやすいだろうということから、今回、条例化というところで、制定を上程させていただいているところです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 はい、分かりました。

そこで、第3条なんですけど、収納は毎月月末ということになりますけど、月の途中において負担金が原因となる措置を受けた場合、翌月の末と。この規定する意味と、それからどういう状況だということふうになるのかお伺いしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 現状、規則で運用はしておりますが、現実的に減免に至ったということはありません。

あくまで使用の支払いが市のほうにつながってくるようなときに、事業者側さんから請求が上がってきます。そういった中で減免を認めるというんですか、承認した場合に、どうしても月途中ですと、事業者さんとのやり取りがスムーズにいかないというようなところがありますので、翌月調整

ということですのでさせていただきます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 この条例、新たに制定されるということですが、今までそれぞれ負担金は規則で定めておったということですが、負担金そのものの市民が負担する負担金額については、この条例をつくることによって変更があるのかないのかお伺いします。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 負担金の額ですが、基本的には法律、また政令等で定めておられますので、基本的な金額というものは、この条例を制定することによって変わるというものではございません。あくまでこの条例で変わってくるようなところは、先ほど申し上げました減免というようになってまいります。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第17号 那須塩原市社会福祉施設入所等措置負担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第43号 第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○平井社会福祉課長 (議案第43号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、御提供いただいておりますこれ新旧対照表で質疑でもよろしいでしょうか。

体系図の中に(1)情報アクティビティの推進というふうな新しく入ってきているわけでございますが、その中に重点施策ということで、障害特性に応じた情報提供及び情報を取得しやすい環境整備ということになっておりますが、これが推進施策ということで、これに対して具体的な取組と、その目指すべき方向性とかというのが分かればお伺いしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちらですが、特に今年度においてなんですけれども、障害者サポートアプリというものを今作成中です。今月そちらが使えるような形で、開始できるかなというふうに思っております。

このサポートアプリですが、これまではどうしても自分から見に行かないとなかなか情報が得られないというところがあったかと思えますけれども、アプリを登録していただくことで、こちらから必要な情報を配信させていただく。

そのアプリの登録の際には、例えばですが、障害の種別、あとは度合いといいますか、そういったものを登録していただくことによって、真に必要な障害者への情報といいますか、そういったものを提供できる。そういった流れをつくることによって、この施策を推進していきたいというふうに考えております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、そのアプリを取得する方の割合というか、目標というのはあるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 現状で2,000人ということで考えております。その人数に近づけられるよう、機会あるたび、窓口にお見えになる場合もありますし、あとはサービス提供事業所、そういったところにも登録の勧奨をお願いするとか、そういったところで目標達成につなげてまいりたいと考えております。

○益子委員長 ほか、何かございますか。

どうぞ、相馬委員。

○相馬委員 じゃ、もう一点だけ。

今の新旧対照表の新しい施策の24番、ライフステージに応じた健康づくりの推進というふうにご

ざいますが、これまでこの感覚はどうもなかったようなので、新たに出てきた内容だと思うんですが、ライフステージというのをまずどのように設定されるのかお伺いしたいと思います。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 お答えいたします。

24、ライフステージに応じた健康づくりの推進というところですが、こちらに関しましては、乳幼児から大人になって高齢者になるまでの健康づくりの推進ということで、具体的な事業を3つ掲げております。

こちらにつきましては、まず子育て相談課さんのほうで実施しております妊娠・乳幼児期の健康づくりということで、こちら計画自体は子ども子育て未来プランのほうに掲げているものになりますが、子供の健やかな成長を支援するために、妊娠中から出産・育児に関する正しい知識の普及を図って、安心して出産や育児に臨むことができるような支援をするようなものがまず1つ。

それから、先ほど健康増進課さんのほうでもお話があったと思いますが、特定健康診査またはがん検診の実施によって、そういった障害に至らないように、そういう健診だったりを受けていただくような取組をしていただく。

それから、3つ目としまして、こちらは高齢福祉課さんのほうが所管になると思いますが、フレイル予防、介護予防ということで、実際、高齢者の方が自ら介護予防、フレイル予防を含みますが、重度化しないように予防するような取組を実施してまいりたいということで、3つ掲げております。

以上です。

○益子委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 反対討論を申し上げます。

第4期那須塩原市障害者計画に反対する討論でございますが、この障害者の問題、非常にシビアな問題で、いろいろ取り巻く環境も多々あって、やはりなかなか個人情報の保護とかいう観点からも、非常に重要な分野だと考えておりますが、この那須塩原市の障害者計画、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画ということで聞いております。

この第4期計画を進めるためには、障害者施策に関わる行政、社会福祉協議会、障害者団体、それから並びにサービスの提供事業者、さらに地域活動団体、民生委員、児童委員、また市民等が連携して、取り組む必要があると考えております。

市では高齢の身体障害者、あるいは中高年の精神障害者、これが増加傾向にあると、この計画からも見受けられます。また、障害児も385人おられます。

障害福祉サービスを提供する事業所、これが一番肝腎なところでございますが、この事業所においては専門職が足りない、あるいは職員が不足している。不足の原因は報酬単価が低いと、そういう要因が挙げられるかと思いますが。

そういう状況の中で、障害のある人が自分らし

く幸せに生きていく、そういうことが必要だと考えますが、それにはやはり周りの人との相互理解、あるいは相談の支援、これらの充実が求められるというふうに考えます。それには障害者の自立、就労、障害者の居場所、これらの居場所づくりへの取組が今後さらに重要となってきています。

増加傾向にある主に発達障害児、この発達障害児に対応するためにも、事業所の担い手不足をいかに解消するか、これが求められているところでございますが、この計画の中で基本理念、あるいは基本目標だけではなくて、先ほど言いました障害者の個人情報とか権利を守りながら、障害者の自立に向けたより具体的な施策が求められるというふうに考えるところです。

以上の観点から、まだ私はこの障害者計画、不十分であると考えているところから、反対とさせていただきます。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

議案第43号 第4期那須塩原市障害者計画・第7期那須塩原市障害福祉計画・第3期那須塩原市障害児福祉計画については、原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○平井社会福祉課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 予算執行計画書の67ページ、3款1項1目人権啓発活動費、2001事業なんですけど、令和5年度には報償金としての人権擁護委員の研修会費というものが含まれていたかと思いますが……

○益子委員長 副委員長に申し上げます。

そちらは担当が違いますので。

○星副委員長 すみません、失礼しました。

○益子委員長 ほかがございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 68ページの行旅人援護等費用というところで、行旅人死亡の取扱いが増えているので増額という説明だったんですが、状況を説明してもらってよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちら死亡取扱い件数なんですけれども、現実的に申し上げますと、行旅死亡人というのはほぼない形です。「等」と入れておりますのが、実はお亡くなりになられた際に、親

族等がいらっしゃらない、または親族等が引き取られない御遺体に対しまして、お亡くなりになられた自治体で対応するという形になっております。近年そういった件数が増えておりまして、それに対応するというようなところからの増額となっております。

なお、こちらですが、一度市で負担はしますけれども、最終的には県のほうで全額負担をいただける。途中、所持金があればまずそちらを充てさせていただきます。足りない部分について県とは異なりますけれども、流れとしては、市単独費の支出はないような形のシステムには、最終的にはなっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、その上に市営墓地管理料4,000円という計上があるんですが、社会福祉課で市営墓地を管理するこの4,000円は一体何なんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 先ほど申し上げた身寄りのない御遺体ですか、最終的には火葬にかけ、それではどこにというようなところになるわけなんですけど、市営墓地にそういった方、埋葬するような場所を設けておりまして、そちらの管理費ということで、形としては環境課で支払っているという。同じ市の内部ですけれども、そういった内容になります。

○益子委員長 そのほかいかがですか。

相馬委員、続けてどうぞ。

○相馬委員 続きまして、その下、6001事業の戦没者遺族援護費ということで、まず消耗品費ということで16万3,000円ということになってございますが、これ恐らく追悼式の関係なんだろうというふうに思うんですが、昨年10月に行われた追悼式の祭壇の飾りつけ等の費用が実際幾らだったのか

伺って、この予算は同額なのかどうなのか伺いた
いと思いますがいかがでしょうか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 実際幾らかというところで、
すみません、ちょっと今資料を確認したいと思
うんですけども、内容としては、昨年度と同額で
見積もっております。業者からも見積もりを頂
いた中で、同額でできるというような判断の下、予
算を要求させていただいております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 それでは、当日、追悼式に使われまし
ただるま、生花台の単価自体は、今日、資料には
ないということによろしいですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 申し訳ございません。今、手
元にちょっと資料はございませんが、内容は確認
取れると思いますので、確認取れ次第、答弁をさ
せていただきたいと思います。

○益子委員長 そのほかいかがですか。

それでは、社会福祉係長。

○戸井田社会福祉係長 昨年度の生花一式の最終的
な金額について申し上げます。

ごめんなさい、今年度の生花一式なのですが、
全部で15万8,400円でございます。

以上です。

○益子委員長 そのほかいかがですか。ございま
せんか。

堤委員。

○堤委員 執行計画書69ページ、隣のページかな。
ここの民生費、社会福祉総務費の中の避難行動要
支援者支援事業費、7601事業でございますが、こ
の中でそれぞれ委託料として、避難行動要支援者
名簿システムの新サーバーの再構築ということと
避難行動要支援者名簿システムの保守ということ
で、同じ支援者名簿システム、両方計上されてお

りますが、これは切替えが終われば、次年度はシ
ステム保守だけになるというふうに考えればよろ
しいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 委員からお話いただいたとお
りでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 それから、あと85ページ、民生費、扶助
費の生活保護費、1001事業、先ほど説明の中で、
増額になった理由は生活保護者が増える見込みと
いうことで、27億円計上されているということな
んですけども、その根拠はどういうような内
容で増えるというふうに見込んでおられるかお聞
きします。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 増える見込みの根拠というよ
うなところでございますが、年度ごとの被保護者
数という、世帯数も含めて把握をしております。
そういった経緯の中から見ますと、今年度に入り
まして、微増ではありますけれども増えてきてい
るというようなところ、それと生活保護の扶助費
というのが、扶助内容が幾つかございます。

いわゆる通常生活している生活の扶助的なもの、
それと、あと医療機関にかかられたときの医療扶
助なんかも、こちら生活保護費に入っております。

先ほど健康増進課のところでもお話がありまし
ましたが、コロナ関係で受診控えがあったようなと
ころをコロナ後というようなところで、受診のほう
も増えてきております。医療扶助の伸びが結構ご
ざいますので、人数微増ではありますが増えてき
ているのと、医療費、そちらのほうがかかってき
ているというようなところから、見込みとして予
算を算出したところです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 理解しました。

生活保護の認可要件が特に変わるということではないと考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 はい、特に変わるということではございません。

○益子委員長 そのほかいかがですか。

星副委員長。

○星副委員長 すみません。69ページの自殺対策強化事業費、14001事業で、委託料、自殺対策計画策定とありますが、こちらの自殺対策計画を立てる委託先はどのようなものなのか伺います。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 自殺対策計画の委託費というようにことでの御質問かと思えます。

12月の定例会議、こちらで補正を出させていたいたんですが、プロポーザルを実施しまして、実は業者のほうで確定はしております。業者のほう、他自治体の自殺対策計画の策定経験も豊富というようところで、プロポーザルでそういった業者が決まり、これからアンケート調査等を進めていくというような状況となっております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうしますと、例えばいろんな自治体も関わって策定してくださっているということなんですが、多分、各自治体によって、地域によっての特性的な部分もあるのかなと思えますが、そこは那須塩原市の状況なんかもしっかり見ながら、また、那須塩原市に合ったものでの対策計画ということの策定につながっていくと考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 形としては那須塩原市の実情に合ったということで、計画は策定したいと考えております。そのことから、できるだけ年度内にアンケートというものを実施して、その回答結果

も踏まえて本市にできるだけ合った形の計画を策定していくという流れをつくっていきたいと考えております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 すみません。そのアンケートの対象者はどのような、無作為で選んでいくのか、どこかに対象を決めてやるような形になるのか、どのような形でアンケート調査を進めていかれるのか決まっていますか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 アンケート調査につきましては、無作為で実施をしたいというふうに考えております。

また、そういった分野的などころを委嘱していただきます方を策定委員のほうにも迎えて、アンケート以外にもそういった方々からの御意見を踏まえた中で、本市の実情に合ったものとしていきたいというふうに思っております。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 68ページの一番下の段です。73001事業、地域共生社会推進支援事業費ということで、その他委託料の中に、相談支援包括化推進事業ということで、これは恐らく昨年よりも800万近い増額になっているんだろうと思うんですが、事業の内容及び委託先をお願いいたします。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 事業の内容ですが、包括化推進事業、こちらのほうですが、幾つかの事業実施を合わせてやっていただくというような内容にはなりますけれども、基本的には重層的支援というところで、1つだけではなくいろんな課題を抱えている方が今いらっしゃると思いますので、そういった方々にどういった支援をつなげていくか、また、1つの分野だけではなく、他分野も含めて、そう

いったところでの調整とか相談を聞いてのつなぎとか、そういったのを業務としてやっていただくということで、社会福祉協議会のほうに委託をしてございます。

また、金額が増えた理由としましては、主にこちら委託の中身としては人件費がほとんどなんですけれども、1名増を図っていただく。いわゆる今現在は、社会福祉協議会においては2名体制になっておりますが、来年度から3名体制でやっていただきたい。

どうしても件数も増えておりますけれども、1件にかかる対応の時間と申しますか、そういったものは非常に重要でございますので、そういったところから人数を増やして体制を強化するという考えの下、増額で要求をさせていただいております。

○益子委員長 ほかございますか。関連の方いらっしゃいますか。いないですか。

ほか何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 73ページの精神障害者福祉費、1001事業なんですけど、これは前年度とほぼ同額ということなんですけれども、コロナ禍だったときにも言われていましたけれども、やはりちょっと精神的な疾患の方も多くなってきたということもあります。ほかの全体的に見ると、障害の自立支援だったりとか、地域生活支援費だったりとか、増えてきている中で、こういった精神的な障害福祉費というのは同額のままという、その理由を教えてください。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 実際、精神障害者への給付等については、この予算科目でないところで支給をさせていただいて、そちらのほうの伸びは出ております。

ここで計上させていただいているのは、いわゆるそういった方々への理解を深めようというようなところでの講習会的な経費を上げております。そのことから、実際、精神障害をお持ちの方が増えてきている中でも、こちらの事業費としては変わらないような形で、今回要求をさせていただいております。

○益子委員長 ほかよろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

[「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございましたので、起立により採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予

算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

社会福祉課の所管の審査事項は以上となります。
ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時15分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎高齢福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから高齢福祉課の審査に入ります。担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第31号 那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。
課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第31号について説明。)
それでは、議案第31号 那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案書は43ページ、議案資料は105ページとなります。

介護保険財政調整基金は第1号被保険者の介護保険料が原資となっており、将来的な保険料の激変緩和を行うことを目的に、決算後の余剰金を積立てしているものであります。

今回の条例改正は基金の充当先の拡充を行うものであり、現行では充当先は介護保険の保険給付に限ると規定されているものに、地域支援事業に係る経費を追加するものであります。改正の内容は、議案資料の新旧対照表で御確認いただきたいと思えます。第6条の改正ということになります。

地域支援事業について簡単に御説明をいたしますと、介護保険法第115条の45に規定された高齢者の日常生活の支援を行うためのもので、主に介護予防や権利擁護のための各種取組を行うものであります。

今後、介護保険制度を健全に維持していくため、元気な高齢者を増やすことが重要となっております。市といたしましても、高齢者の介護予防を一層充実させていく必要があるものと考えます。そこで、各種介護保険予防事業の実施に要する経費に対して基金を有効に活用したいと考えることから、今回、条例の一部を改正するものであります。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 この条例を制定することによって、地域支援事業にも使用することができるということになるかと思うんですが、地域支援事業、具体的にこういったものに充てる。先ほど説明はありましたけれども、介護予防のためということではあったんで

すが、具体的に今のところ考えられる、また、それに対してどのように予防できるかというものは検討されていますか。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 地域支援事業については、先ほど申し上げたとおり介護保険法に規定された事業ということなのですが、予算上、明確に基金をこの事業に充当するというものではなくて、介護保険事業に係るいわゆる地域支援事業費の中に充当していくということになりますので、基本的には個々の事業に対して充当するものではないということで、御理解をいただければと思います。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これまでも地域支援事業というのはずっとやってきたんだろうと思うんですが、これまでは基金を充当せずにやってきたんですが、先ほどの説明だと、予算上この経費に充てるということではないという今説明だったんですが、介護保険の目的による財政調整基金なんだろうと思うんですが、具体的にここに充てるということが想定されていないんですけれども、この要件をもって基金を充てるというお考えだということではないでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 そうですね。委員の今のお話のとおり、介護保険の制度自体がいわゆる全ての事業費に対して保険料の負担分、公費の負担分というところで割合が決められているものでありまして、特に個々の事業に対して特定の財源があるわけではないというところでございます。

基金に関しましては、先ほど御説明申し上げたとおり、原資が第1号被保険者の保険料でありまして、保険料以外のもので積み立てているものはないということが原則なんです。したがって、保険料を上げずに基金を活用して、介護給付

費のほか地域支援事業費も充実をさせていくと、そのような考えで今回条例を改正したものでございます。

○益子委員長 そのほかいかがですか。
部長。

○増田保健福祉部長 特別会計の歳出の3款に地域支援事業費というのがあります。そこに充当できるとのことです。

○益子委員長 ほかがございませんか。
〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。
討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第31号 那須塩原市介護保険財政調整基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第31号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第32号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第32号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第32号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 敬老事業の見直しに伴って、今回、敬老祝い金条例の一部改正ということでございますが、この敬老事業の見直しの内容について再度お聞きしたいと思います。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 それでは、敬老事業の見直しの内容についてという御質問だったと思うんですが、敬老事業につきましては、現在、今御説明いたしました祝い金、それと敬老者へ配付しております記念品、それと各自治会等の主催団体が実施する敬老会などに要する費用に補助を出しております敬老事業補助金、こちらの3本立てで本市の敬老事業を行っているところなんですけど、まず1つ目の敬老祝い金につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、対象者あるいは金額の減額といたしますか、そういったところを行うものでございます。

それから、80歳以上の方に毎年2,000円分の共通商品券を配付しておりました敬老事業記念品事業については、こちらは令和6年度から廃止をするというものでございます。

また、敬老事業補助金、敬老会を開催する団体への補助金、こちら対象者1人当たり2,000円という金額で交付をしておりますが、こちらについては現行どおり継続をするという内容になってございます。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 それでは、条例の新旧対照表の中で、例えば88歳の方が現行3万円が、お祝い金が1万円になるということですが、この3万円から1万円に下がった根拠をお知らせください。

○益子委員長 堤委員に申し上げます。

今、祝い金の部分の条例なんですけど、その条例以外の部分ちょっと含んでおりますので、質疑の内容をちょっと変えて、再度、別な形から質疑をお願いいたします。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 88歳の1万円の根拠をお聞かせください。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらの金額の根拠につきましては、こういう理由で1万円という明確なものではもちろんないんですけども、いわゆる88歳という年齢については、高齢者の方が節目という部分で大きな意味を持つんであろうというところから、こちら今後の高齢者の増加に伴う予算の増大という部分を考えてときに、祝い金の廃止というものも含めて検討した結果、88歳の節目についてはやはりお祝いを残そうというところから、額については近隣の状況なんかも勘案しながら、ちょっと減額をさせていただいたというところで、1万円という金額が多いか少ないかというのは、ちょっと判断が難しいところではあるかと思うんですが、受け取った方も1万円という金額であれば、それなりの活用をしていただけるんじゃないかというところでの設定でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 あわせて、満100歳で10万円の祝い金ということで、この10万円という数字の根拠を教えてください。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 100歳の10万円についても特に明確な根拠はないところではありますが、やはりその近隣の状況であったりとか、また、今回の見直しの中で、先ほどご説明申し上げたとおり、これまで100歳以上の方には101歳、102歳、103歳と1年ごとに5万円をお祝いさせていただいたんですけども、100歳というやはり節目というところを大事にさせていただいて、以後、101歳、102歳と長寿を迎えた方には10万円、15万、20万という金額が贈呈される場所ではあるんですが、財政状況等も勘案しながら、100歳に限り10万円という金額を設定したというところがございます。

○益子委員長 ほかがございますか。

相馬委員。

○相馬委員 近隣の状況を見てということですが、近隣の状況を幾つか御説明してもらってもよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 敬老祝い金の近隣の市町の状況ということで、大田原市、80歳に5,000円、100歳に5万円と記念品、100歳以上に1万円、那須町、77歳に1万円、88歳に2万円、100歳に15万円、101歳以上に3万円ということで聞いております。

以上です。

○益子委員長 ほかがございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 このままこの改正を続けないで、今までの流れで続けていくと、予算的にはどのくらいになっていくものなのでしょうか。例えば10年後とか20年後のスパンで。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 大変申し訳ございません。将来的な推計とまではいかないんですが、今回の見直しに伴いまして、令和5年度の予算ベースでいきますと、年間で3,600万円ほどの予算の削減になるということでありまして。

失礼いたしました。敬老記念品を含めた金額で言ってしまいました。敬老祝い金に関しましては、1,400万円ほどでございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 1,400万ということなんですが、以後、増えていくんだろうと推測いたします。

そういった中で、この改正によって削減が見込まれる額というのは、やはりその1,400万なのではないでしょうか。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 そうですね。敬老祝い金に関しましてだけ申し上げますと、今回の見直しに伴って削減が期待できる金額は1,400万ほどということになります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、削減した部分、こちらの財源も含めて、先ほど御説明いただいたとおり、介護予防の延伸ですとか健康事業というもの、これらにシフトして今後の事業を展開していく。そのことによって、高齢者の皆さんの健康づくり、また、市民の健康に進めていくというような、そういった事業を市のほうはこれから強めていきたいというような願いでございましょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 委員長おっしゃるとおり、今後、高齢化率が高まっていく中で、元気な高齢者を増やしていく、そういった施策を進めていきたいと考えております。

○益子委員長 はい、了解いたしました。

○星副委員長 司会進行を委員長に戻します。

○益子委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。反対討論でよろしいですか。

○堤委員 反対討論を申し上げます。

敬老祝い金条例の一部改正、それぞれ満88歳、満100歳ということで、それぞれ金額が変更になったわけですが、88歳、満100歳というのも一つの節目だというお話を先ほどいただきましたが、この88歳まで生きるというのは非常に大変なところで、それぞれ健康を維持して88歳、100歳というところに達しているんだと思うんですね。

そういう意味では、ある意味で那須塩原市に元気な高齢者の姿を表しているかというような節目だと考えますので、88歳になって1万円というのは、あまりにもちょっと高齢者に対する祝い金としては少ないんじゃないかというふうに考えます。

全体としてこの高齢者88歳、100歳という年齢

を考えると、やはりそれぞれ団塊の世代でこの日本経済引っ張ってきた方々になろうかと思っておりますので、せっかくここまでしっかり健康を維持してきて市としてやっぱりお祝いをするというところであれば、それ相当の金額が私は必要かと考え、今回の減額になる祝い金のこの条例の一部の改正に反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

議案第32号 那須塩原市敬老祝い金条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは続きまして、議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第33号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時42分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この現在審査しております議案第33号については、今、事務局の説明によりますと、計画の問題が絡んでおるということで、そのことが発覚いたしましたので、この前に計画のほうを審査してはどうかというふうなことです。こちらを保留といたしまして、先に議案第44号について審査したいと存じます。異議ございませんか、皆様。

〔「異議なし」と言う人あり〕

—————◇—————

◎議案第44号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、先に議案第44号 第9期那須塩原市高齢者福祉計画についてを議題といたします。

執行部より議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第44号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 新規重点施策というところで、介護人材の確保の促進という重点施策がございます。そうした中で、先ほどの資料の85ページ、介護人材の確保の促進というところの概要で、県の関係機

関と連携し外国人介護人材の受入れに向けた支援を行いますというふうになっております。これで令和8年度115という数字になっていると思うんですが、まず、外国人介護人材の受入れというのはどのようにしていくのかお伺いできればと思います。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 外国人介護人材の確保をどのように支援していくのかという御質問であるかと存じますが、現在、栃木県のほうで外国人介護人材の確保についてを重点的に進めているということで今年度からアナウンスがされているところでございます。

市としましては、そういった県の事業を介護事業所、サービス事業所のほうに周知を行ったりですとか、あとは介護事業者から構成される事業者連絡協議会という組織がございまして、そういったものの中で実際にその介護人材を確保している、介護人材を雇用している施設の加入者さんのほうに事例紹介という形で紹介をしているというふうな取組をしているところなんですけれども、今後もそういった人材の確保につきまして実際の事例を紹介を再度させていただいたりですとか、県の事業を改めて周知をさせていただく、あるいは相談に随時つなげていくとか、そういった試みを行っていきまして、介護人材の確保ひいては施設の安定的な介護人材の確保のほうに努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、外国人介護人材のどのぐらい受入れるのかという目標設定とかそういったことはされるのでしょうか。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 実際にその介護人材の受入れ

に関しましては、事業者様のほうで行う形になってございますので、市のほうで明確に何人を確保を目標にするという数字を設定することがなかなか困難であるという状況でございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

そうしますと、現在、その県の関係機関ではどのぐらい現時点で受入れをしているのかというデータとかはいただいているのでしょうか。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 県のほうでは、現在、その介護人材確保に係る伴走的な支援事業と言いまして、実際に施設のほうから相談を受けて長いスパンで、やはり外国人の方ですので日本語能力ですとかその施設のやり方に即していただくような形で、結構長い期間、最低でも半年以上と言われてはいたんですけども、そういった期間をかけて取り組んでいるというところではありましたが、実際に何人確保できたかという数字については、現在のところまだ那須地域につきましては事例がまだないという形でございます。

ただし、県の事業以外に各施設のほうでそれぞれ独自に進めていただいている取組の中で外国人介護人材を確保しているというところはあると聞いております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、この事業については先ほど言いました2040年を見据えたものなのか、それともこの3年間の計画期間内でこれを行っていくということなのか、もう一度説明してもらってよろしいですか。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 まず、こちらに記載させていただいております外国人介護人材の受入れにつきましては、第9期計画期間でこの3年間で行って

いく事業と考えてございます。

○益子委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員、反対討論でよろしいですか。

○堤委員 第9期那須塩原市高齢者福祉計画に反対する討論でございます。

第9期那須塩原市高齢者福祉計画令和6年度から令和8年度の3年間ということでございますが、今、高齢者人口は増加をしております。基礎体力の低下とかあるいは認知症への不安、それから災害時の対応の心配とか、外出時の転倒が心配など、市民の不安が増大している状況です。この那須塩原市で認知症になっても安心して暮らし続けることができるまち、これを市民は望んでいるのではないのでしょうか。

市は、この高齢者福祉計画の中で、健康増進、地域医療の充実、それから高齢者の移動支援、介護者の負担軽減等をうたっていますが、介護人材の不足並びに介護事業所そのものの不足などから、この介護保険サービスが十分に受けられない現状があると考えます。

この第9期計画から2040年問題を見据えた検討を始めていくというふうでございますが、既にこの高齢化社会はもう既に始まっており、すぐにも

健康な高齢者を増やしていく必要があると考えます。それによって高齢者自身がこの社会に貢献できる具体的な手立てがこの計画に盛り込むことが必要だと考えるところでございます。

それによって、本計画はこれらの施策が不十分だと考えることから反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

議案第44号 第9期那須塩原市高齢者福祉計画について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、先ほど改めて保留していた議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

改めて執行部から議案の説明を簡潔に願います。
高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第33号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 所得段階別に介護保険料段階を12あったものを14に段階を新たに区分した理由をお伺いいたします。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらは国の制度が所得段階が細分化されたのに合わせまして、国の制度に伴って設定をしたものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 国の制度改定に合わせてということなんです、国はどういう目的でこの制度を改定したというふうに理解しているのでしょうか。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 国のほうからこの所得段階の区分というものが示されたところでございまして、それに応じた形での改正ということで御説明差し上げたところでございますが、国のほうでは、実は今回国のほうで示されたのが13段階として示されました。示される前は9段階でございまして、最大の所得段階の金額につきましてが、金額があまり所得段階を高く見積もっていないというか、トップが300、失礼しました、ちょっと確認させていただきませうけれども、第9段階までということと所得金額があまり高い方につきましてもアップが決まっていました。

つまり、高い所得をもらっている方につきましてが本来でしたらその高い所得に応じた応分の負担を求めているというのが現在の那須塩原市の条例でございますけれども、その示しが国のほうでは定めておりません、国のほうでは改めてその応分の負担を求めるべきだというような議論がなされた。

つまり、那須塩原市とほかの自治体でもそうなんですけれども、この国の示し以上に細分化を今までも行っておりまして、それが国のほうで改め

て地方自治体のやり方に合わせた形での改正が行われたものと考えております。ですので、応分の負担を求めるといような方向性を国としても示したものであるというふうに理解をしております。

以上です。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 今、どういう経過で13段階かということですが、国のほうから令和5年の12月22日に厚生労働省の老健局介護保険計画課から通知が出ております。どういう経過かといいますと、第110回社会保険審議会介護保険部会において、第1号被保険者第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）をお示しし、その内容が固まったところであるということで、各市町村のほうに国から通知が来ております。

ですので、この第110回社会保険審議会の答申を受けて段階を4段階増やしたものと理解しております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 国の区分けの方針に従ったということですが、これ100%従わなくても那須塩原市独自でこの区分け表は作ることができるか伺います。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 可能でございます。あくまで国のほうとしては基準といいますか標準的な標準例として示しているものでありまして、介護保険法の中で、ただしということで自治体のそれぞれの設定をすることも可能というふうな制度になってございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 従来の12段階から14段階に細分化をして区分けを変更したということですが、12段階では駄目だったのでしょうか。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 12段階の基準お示ししてございましたけれども、その所得段階の基準となる金額が変わってございます。

こちらのさっきの御説明でお使いさせていただきました基準表の比較を見ていただければと存じます。

左側のところにオレンジ色で10、11という形で記入されてございますが、こちらが400万円以上600万円未満、あるいは600万円以上800万円未満ということで200万円段階の区分をさせていただいたところなんですけれども、今回国のほうでは320万円から420万円、420万円から520万円ということで100万円単位のものをお示されたというところでございます。この基準がどこに影響してくるかといいますと、今後の国からの交付金ですとか補助金ですとかそういったものの算定の際の人数、そういったものに影響してくることから、この段階を国の示しに合わせた形で行うことが望ましいものということで考えてございます。

○益子委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 反対討論を行います。

この第33号の那須塩原市の介護保険条例の一部

改正に反対する討論ですが、この本条例改正は令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を区分ごとに改定するものですが、この12区分から14区分へ細分化をして新たに負担区分を設けるという条例改正でございます。区分ごとの保険税額はほぼ据置きということでなっておりますが、この該当の実際の保険額そのものはやはり高い税額となっていることから、この条例の一部改正について反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

議案第33号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第33号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 今の最後の説明のところ、75ページ、元気アップデイサービスセンター管理運営費なんですけど、しまかたがなくなって6年度はどこがあと残っているのか教えてください。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 元気アップデイサービスセンターにつきましては、令和4年度まで4か所あったものが令和5年度中にしまかたを廃止いたしまして、現在、元気アップデイサービスセンターさくら、はつらつ、それとしおばら3か所となっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これはその元気アップデイサービスを今後減らしていくというような計画になっているんですか。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 元気アップデイサービスセンターにつきましては、しまかたは建物の老朽化がありましたので新たに建て直すというよりは現在の施設に利用者を統合する形で整理ができましたので、今後減らしていくというところは考えてございません。

○益子委員長 同じところで関連の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 なければ、そのほかで何かございますか。

堤委員。

○堤委員 73ページ、高齢者福祉費の敬老事業費、

さつき条例の中でも御説明がありましたが、改めて人数をお聞きしたいと思います。見込み人数で結構ですが、88歳と100歳それぞれの人数を教えてください。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 敬老事業につきまして敬老祝い金、88歳583人、100歳33人。

以上でございます。

○益子委員長 関連のある方いらっしゃいますか。

関連でよろしいですか。

山本委員。

○山本委員 今の敬老事業費の祝い金のこと先ほども少し出ていたんですけども、これについてはもっていた方の意見というのは聞いたんですか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 市民の方に改めて照会なりそういった形で聞いたりというところはないんですが、今年度事業実施している中で、その祝い金をもらえたことによってそのお礼であったり、続けてくださいというような意見を聞くこともあれば、その全く逆のこういうところではなくもっと有効に使ってほしいと、私該当事者だけどもいらないよというような方も双方いました。なので、統計を取ったりはしていないので具体的な数字としては出ていませんが、両方の意見があるものと承知しております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そこは分かりました。

この予算の一番下の補助金のことなんですけれども、これは今までと同じように1人当たり2,000円を自治会に出して敬老事業をやっていたということだと思んですが、これについて今までどおりということにした理由があれば教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 こちらにつきましては、敬老事業一部個人に対しての配布というところなりを縮小、全体的な敬老事業として縮小していった中で、ただ、その敬老主導といいますか、そういったところはもちろん重要なことでありますので、引き続き継続していきたいと。そういう中で、敬老会実施団体に配布するこの敬老運営補助金につきましては、引き続き実施していきたいと。また、本来市が行う事業であるということも市としては考えておきまして、それを自治会なり団体のほうにお願いしているというところもあって継続していきたいというところで考えております。

○益子委員長 保健福祉部長。

○増田保健福祉部長 私4月から保健福祉部長となりましたが、令和3年度事業棚卸しの結果、記念品贈呈事業は敬老会支援事業と対象が重複しているため敬老会支援事業に統合することを検討というようなことが記載されております。それに基づいて、敬老会の支援事業、こちらは継続するという形を取りました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 もちろん市内全部を調べたわけではないんですが、この敬老事業というのは多分自治会に任せてやっているものについては結構たくさん意見をいただいていた。そして自治会によってやり方がいろいろで、中には2,000円を、言い

方は変なんですけど、一人一人に配って終わりみたいなところもあったようなんですけど、この事業については市のほうで自治会に対してできればこういうことをやっていただきたいみたいなものを伝えているのかどうか教えてください。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 委員お話しのとおり、敬老事業につきましては、今主催団体、自治会に限らずコミュニティーであったりとか、あとは入所型の介護保険施設の場合については、施設が主催団体になったりというところで様々ではありますが、それぞれの団体のある程度意思に任せているというところはございます。

なので、このようなことやってくださいというところをお願いしている具体的なものはないんですけど、やはりその事業の趣旨といたしましては、高齢者の方の長寿をお祝いするためのそういった今までの御苦労と感謝の気持ちを表していただく、それと先ほど課長補佐のほうからもありましたとおり、地域における敬老意識の醸成につながるものというところで、そういった趣旨でやっていただきたいというところをお願いしておりますが、昨今、ここ二、三年ですか、コロナの影響で今まで公民館であったりとか会場に一堂に会している余興をやったりとか、お祝いの言葉をお伝えしたりとか、そういった事業がちょっとできなくなったというところもあったんですけど、地域における敬老意識は引き続き醸成していただくというためには、ある程度感謝の気持ちを表すというところをとって、コロナの中であるので特例措置というところではないんですけど、補助金を使ってそれを記念品あるいは商品券などに代えて配ることもやむを得ないというところは示したところがございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 決算も出ていないので何ですけれども、88歳とか100歳の方に対する現金の支給をやめて、お年寄りの方の全体のほかの事業に回していますよね。そういうことからすると、敬老の事業費の中の結構なお金をこの補助金の敬老事業に出しているという結果になっています。

今、課長はこれをお金としてというかそういうんで配ってもやむを得ないみたいな発言だったと思うんですけど、そうするとこの敬老事業の減らした分と変わらない分と、その辺がどうなんですかね、整合性が取れていないような気もするんですけども、どういうことをそれぞれのコミュニティーなり自治会がやっているのかということは、決算上でも出ているんだと思うので少し教えてくださいませんか。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 御指摘のとおりでございますが、先ほど申し上げましたとおり、運営費補助金を商品券等に代えて配布をするというのはあくまでコロナ禍の特例的な取扱いだったというところは御理解いただければと思います。

今後については、やはり補助金をそのままいわゆる金券に換えて配っておしまいということではなくて、これまでどおり可能な限りそれぞれ地区にお住まいの高齢者の方に長寿のお祝いができるような、今までどおりの会合形式やっていると一番いいんですが、不可能であれば何か別な方法こちらでも検討しながら、金券配って終わりということではなく、違った元の方法に戻すような方向性で考えていきたいと思っております。

○益子委員長 関連のある方いらっしゃいますか。

堤委員。

○堤委員 同じ敬老祝い金のところですが、敬老事業の見直しに伴って80歳以上の祝い金1人2,000円が今回の予算書から全く消えているという状況

なんです、私どものほうに自治会とか、あと民生委員の方から、突然これが敬老祝い金80歳以上2,000円がなくなったというふうにいるいろいろ御意見をいただいていることなんです、今回の予算でいきなりこれが盛り込まれたということなのか、あるいは市民の意見あるいは自治会、民生委員の方と敬老に関わる関連の方の意見等は把握されたでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 委員御指摘のとおり、やはり多くの市民の方に少なからぬ影響があるというのはこちらでも理解をしていたところでございますので、いきなり誰とも相談せずにこれをやったということでは決してございません。先ほどお話のありました特に自治会関係の方についてはあらかじめ、先ほど部長のほうでも説明しましたとおり、これ市の方向性として決定したものでございますので、そちらについて御理解をいただくために、各地区の自治会の役員さん等に御相談をさせていただいた上で、あらかじめ方向性についての了解を得て進めてきたものでございます。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。部長。

○増田保健福祉部長 また、この敬老事業の見直しについては計画の中にも記載してありますし、計画をつくるに当たりまして、介護保険の運営協議会、あとは地域包括支援ケア推進会議ですか、そちらの委員さんにもお示しし、特段廃止に対する苦言を呈されたというような意見はございませんでした。健康づくりとか介護予防のほうにこれから高齢者が増えていく中で切り替えていきたいという市の考えを示したところ、そういった御意見はありませんでした。

○益子委員長 関連がなければそのほかの質疑でも結構です。

山本委員。

○山本委員 同じ73ページの1つ上の段の高齢者自立対策生活支援費なんです、先ほど委託料の中に入っている配食サービスが増えているという御説明があったと思うんですけども、その部分を少し説明していただけますか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 配食サービスの金額が増えているというところで、一番予算上大きな要因としましては、単価の増ということで最近の物価高等鑑みまして単価設定をしたというところが一番大きな要因にはなってきます。

以上です。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 今、課長補佐のほうから物価高という話ありましたが、人件費も上がっている上に、あとは原油価格なども高騰しております。配達に要する原油代なども上がっておりますので、そこら辺の2点を踏まえて県内14市の状況を見てどれぐらいの単価にすべきかというようなところを勘案し単価を設定いたしました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、これ配食サービスを受けたいという人が増えているというわけではなくて、1人というか1回配るに当たってのお金が増えているという、そういう理解でよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 配食サービスにつきましては、ここ数年でも必ずしも右肩上がりということではなくて、また小波がある中で、ただ若干の対象者の増というところは見越した形で積算しております。

以上です。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、ここに載っている予算書に

載っているこの委託料の配食サービスの単価とその人数どういう形で試算をしたか少しお金のほうを教えてください。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 令和6年度の配食サービス予算の設定に当たりましては、先ほど課長補佐のほうからもありましたとおり、現在の利用者に若干の伸びをかけた上で、1,933食、1か月当たり、失礼しました、1,993食、単価が773円と設定をいたしまして、こちらを12か月消費税を掛けて2,033万5,000円と金額を算出したものでございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

一月に1,993食で773円の12か月ということでありましたが、これは市内の高齢者だから75歳以上の方は誰でも配食してほしいと言えば配ってもらえるものではなかったと思うんですが、その辺の基準を教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 対象というところですが、その高齢者ということで65歳以上で、独り暮らしまたは高齢者のみの世帯、さらに傷病等によって調理が困難という方が対象になります。

以上です。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 それは誰がどこでそれを把握するんですか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 厳密に傷病等により調理が困難というのは基準があるわけではありませんが、やはり客観的に見てその方が実際に病気であったりとか、あるいは介護の認定を受けていたりとかということで、実質調理が困難であろうと、それは民生委員さんであったりとか、地域包括支援

センターの職員等から情報をいただいた上で判断をしております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。そうすると、それを民生委員さんもたくさんいらっしゃるんで、地域によって親切心がいろいろあると思いますので、もし自分のうちの隣の人が何かそんな感じだということがあれば、普通の人が民生委員さんにこの人はこういうサービスを受けてもいいんじゃないかみたいなものは伝えて、そうするとサービスを受けることができるという、そういうシステムですか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 そうですね、必ずしも民生委員さんが申請をしなければならぬというものではありませんので、本人が直接申請していただいても結構ですし、その辺情報については先ほどお話したとおり、民生委員であったりとか地域包括支援センターから収集はしますけれども、なので、隣の方が心配をして民生委員さんに御相談をして、民生委員さんが、ああ、確かにこの方必要ですよということであれば、そういった申請の方法も可能だと考えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 その辺は分かりました。

これ扶助費的委託料って書いてあるんですが、その773円1食当たりのものというのは、どこかの団体に行くんですか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらについてはあくまでも業務委託という形で出しますので、今後、令和6年度から、今お願いをしているところが契約が切れるということで、新たに市内に公募をかけまして、市内にその配食、配食だけではなくてもちろん配食した際に見守りをさせていただく、ちよっ

と具合が悪そうであれば報告をしていただくというようにそういったことも併せてお願いすることになるんですが、業者を募りましてプロポーザルをして6年度開始をする予定になっております。

○益子委員長 関連の方いらっしゃいますか。
堤委員。

○堤委員 同じ2001事業の中で、緊急通報システムの貸出数についてお尋ねをいたします。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○佐藤課長補佐兼高齢福祉係長 緊急通報システムの貸与台数予算上355台と見込んで計上しております。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 これは355台今年度見込みということですが、これは前年と比べて増加しているということでしょうか。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 令和4年度の実績で緊急通報システムは利用者344人に延べ回数39回を貸し付けております。

○益子委員長 ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。
よって、議員間討議及び質疑を終結いたします。討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございましたので、起立により採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中ですが、時間が経過しておりますので15分ほど休憩を取ります。

再開については午後3時より再開といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで高齢福祉課長より発言がございまして、課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第8号についての説明の一部を訂正する説明。)

—————◇—————

◎議案第11号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは続きまして、議案第11号
令和6年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議
題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第11号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、199ページの3款2項1目
一般介護予防事業ということで、電力メーターと
AI、これは全協でしっかり説明もいただいでい
るところですけれども、委託先、今朝の新聞では
中部電力と書いてあったんですが、委託先もう一
度説明していただいてもよろしいですか。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 何だか今日の新聞に載って
いたということで、私も先ほど情報を知りまして、
新聞報道のとおり中部電力になるんですが、こち
らについては、委員の皆様御存知のとおり、令和
3年度に東京電力パワーグリッドと実証実験を行
ったという経緯がございますが、こちらの全協で
も御説明申し上げたとおり、東京電力との実証実
験においては、東京電力が目指すもの、あるいは
市が目指すもので若干のギャップがあったりとか、
また東京電力の実証実験においては、いわゆる屋
内に、建物の中にセンサーを取りつける必要があ
るような、そういった形でのシステムの構築を目
指してるところではあるんですが、結果的に協力
してくれたモニターの方に拒否反応が大きかった
というところがありまして、その後いろいろ同じ
ようなシステムが出ていないかというところを調

査いたしましたところ、中部電力が中心になって、
三重県の東員町というところと長野県の松本市の
2か所で、令和4年度までにやはり実証実験を繰
り返したシステムがありまして、こちらが令和5
年の4月に製品としてリリースされたんですね。
そういった情報をちょっと入手をいたしまして、
いろいろ東電の実証実験を続けるべきなのか、あ
るいは新たなシステムを導入して、事業に早急に
着手するべきなのかというところをちょっと内部
で検討した結果、こちらの実証実験の結果なんか
もいろいろ情報を仕入れた結果、中部電力が開発
して製品化したシステムについては、建物の中
にセンサーの設置が必要ないと。また既に先行し
て実施をしている自治体の例なんかも聞き取りま
したところ、高齢者の負担感もものすごく低いと
いうことで、私どもにとっても、実際に東電との
実証実験の中で、ある程度その電力使用料とフレ
イルの相関関係というはあるんじゃないかとい
うところも結果としてあったものですから、フレ
イルの早期発見には、やはり電力メーターによる
検知というのが有効であると判断したため、こち
らの中部電力開発のシステムを導入するという方
向性を決めたところであります。

また、こちらについては、システムがものすご
く簡易でありまして、簡易である一方で、それな
りの効果も期待できるという結果も出ていると
ころがあって、しかも料金が安いと、設定費が安い
というところで、令和6年度からの実施を決めた
ところがございます。

○益子委員長 ほかにございませんか。

堤委員。

○堤委員 まず、195ページですかね。ここの中の
介護認定ペーパーレスということで、備品購入費
の中で入っていますが、介護認定ペーパーレス審
査会のタブレット端末、あるいは付属品というこ

とで、1,139万8,000円認定されていますけれども、何台ということがまず、台数をお願いしたいと思います。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 52台になります。内訳としましては、審査会委員総数50人、事務局分が2台となっております。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 52台ということですが、タブレット端末ということなんです、これは特にサーバーに接続をして利用するのか、あるいはタブレット独自で何か機能を持って解決するのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 通信形態はいろいろあると思うんですけども、委員皆様お使いのタブレット端末と同じようなものを想定していただければと思います。

具体的にはシステムを市が独自でサーバーを持つものではなくて、システム会社のクラウド上でそのシステムを利用するという利用形態を取っております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今まで紙でそれぞれ認定作業をやっておられたということが、今度はタブレットを通じてサーバーのほうの機能使って認定作業を行うということなんです、それだとこの認定期間が短くなると考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 主な要因としましては2点ございまして、まず1点目が現在御案内のとおり、10の合議体で年間110回程度紙の資料を用いて1か所に集合して開催をしてございます。その会議の準備に当たりましては、資料の印刷とか郵送

とか様々な、もちろん人件費も含めまして、様々なコストがかかっておりますし、郵送ということが特に一定の時間を要しております。これらのものが、申請から認定までの期間の中の一部でも、少しでも認定期間を短縮する手段として、まず取り入れたいと考えているものでございます。

2点目につきましては、やはり市全体でDXの推進ということを進めている中で、じゃ、いつまでこの介護認定審査会を紙でやるのかということろを考えた場合、国の交付金もありますことから、どうせゆくゆくはデジタル化を導入するのであれば、もうこのタイミングで導入したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解いたしました。

続きまして、196ページ、介護サービスの費用の中で、1項3目地域密着型介護サービス給付事業ということで、地域密着型の介護サービス費がこれで20億1,000万計上されておりますが、実際のこの費用を使う施設数を教えてください。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 地域密着型サービスにつきましては、基本的に地域の利用者の方を対象にしたサービスをしていただくということで、基本的には那須塩原市民のみを利用者として事業をやっているというものでありまして、サービスの種類はちょっと多岐に渡っております。地域密着型

の指定を受けている、あるいは通所介護事業所であつたりとか、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、こちらにも地域密着型等とがありまして、ちょっと箇所数については手持ちに資料がございませんので、後ほど御回答させていただきますが、市内にそういった事業をされている方で地域密着型の指定を受けている事業所というところでお考えいただければと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 いろんな種類があるというお話ですが、じゃ、特別養護老人ホームとした限りは幾つの施設になるか分かりますでしょうか。

○益子委員長 保健福祉部長。

○増田保健福祉部長 寿山荘、ランチさきたま、つばきハウス、那須友愛苑、あじさい苑、青葉の杜の5か所でございます。それ以外に、認知症対応型デイ・サービスセンターが3か所、それと小規模多機能型居宅介護が14か所、それとグループホームが17か所、それと、あと通所介護が15か所、それと、定期巡回随時対応型訪問介護看護が2か所。

以上でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 特別養護老人ホームの関係で5施設ということでお聞きしました。定員は私の知る限りでは136人という理解をしているんですが、それでよろしいでしょうか。

○益子委員長 介護管理係長。

○平城介護管理係長 お見込みのとおりです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そこへ入る入所希望者は、今何人ほどおられるか分かりますでしょうか。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 市のホームページで公表している資料ではあるんですけども、待機者数は49

となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 待機者が49名ということによろしいですか。ちょっとはつきり分らなかったの。

取りあえず了解しました。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、192ページ、歳入7款繰越金について、前年度繰越金500万円の設定がされているかと思えます。令和5年度予算では5,000万円の設定がされていたんだと思えます。令和4年度決算は5億だったということになっていますが、実際に4月スタートするときの繰越金を500万円というふうの設定をする理由と言いますか、御説明いただければと思います。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 委員御指摘のとおり、前年度に比較いたしますと4,500万円の減額計上ということになっておりますが、こちらについては、なかなか繰越金を見込むのは難しいところも、決算が終わらないというところもありまして、難しいところではあるんですが、先ほど介護給付費の歳出の際に御説明申し上げたとおり、極力余剰金を出さないように、介護保険特別会計の採算の中で、今まではどうしても安全策を取って、意外と介護給付は伸びるのではないかというところから、伸び率をちょっと多めにかけていた結果、余剰金が出て、結果的にその基金の積み増しが年々増えていったという実情がありましたので、今回そういった給付金を余計に見込むことが、いわゆる介護保険料の上昇につながってしまうところから、極力シビアにと言いますか、俗っぽい言い方ですが、シビアにギリギリの線で何とか介護給付費をギリギリの予算で抑えられないかというところを見込んだ結果、歳入歳出のバランスの中から、

繰越金についてはこういった500万の設定というところを当初させていただいたという経過がございます。

○益子委員長 部長。

○増田保健福祉部長 先ほど介護保険料のところ、係長からも説明あったように、3年間の保険給付費を244億と見込んでおります。また、地域支援事業費を17億と見込んでおります。3年間の給付を見込んでそれを3分の1してやっていくんですが、高齢者は今2040年にかけて増えていきます。ということは、最初の年の繰越金は増えます。というような形で最後の年に高齢者が増えていくんですけれども、これまで繰越金が大きかったために、積立金に17億近くのお金が貯まっています。これを有効活用して2040年の高齢化のピークに向けて取り崩していくために、これ以上余剰を生み出さないように、私たち公務員は前例踏襲で安全圏を見てしまいますので、歳入を多く見込んでしまいますけれども、ギリギリの額で見込むようにというような指示を出しましたので、こういう形になっております。

○益子委員長 ほかにございませんか。

堤委員。どうぞ。

○堤委員 これが所管の項目になるかどうかちょっと分かりません。191ページの基金繰入金というのが一番下段にございますけれども、この中の介護保険財政調整基金繰入金3,000万円ほどですか。これもそれぞれ介護保険料への緩和処置の一環だと考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらも、基本的には介護保険料上昇を抑えるための予算ということになりますが、先ほど御説明したとおり、令和6年度につきましても、保険料の基準額5,400円に据え置くというところで、歳入予算については保険料納付

を保険料の納入収入率というんですか、そういったものをやはり収税課のほうのいわゆる見込みのデータからいただきまして、歳入総額が幾らぐらになるよというところを設定した中で、歳出総額と調整するわけなんです、それに当たって基金からの繰入金が3,000万ほど必要になるというところで計算をして、見込んで計上したものでございます。

○益子委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第11号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとする
ことに異議ございませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

議案第11号 令和6年度那須塩原市介護保険特

別会計予算を原案のとおり可決すべきものとする
ことに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可
決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

—————◇—————

◎国保年金課の審査

○益子委員長 ただいまから国保年金課の審査に入
ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

国保年金課については、福祉教育常任委員会に
対する付託案件がありませんので、予算常任委員
会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度
那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○藤川国保年金課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

山本委員。

○山本委員 歳入について伺います。

先ほど、17ページです、低所得者が減っている
と見込んでという説明があったんですが、那須塩
原市は低所得者は減っているんですか。どうい
うふうなところで、低所得者が減っているという
ふうに定義しているのか教えてください。

○益子委員長 国保年金課長。

○藤川国保年金課長 先ほど17ページの説明の基盤
安定のところだと思うんですが、低所得者が減っ
ているとは申し上げてなくて、人数や保険税の軽
減額等の推移を見込んでの数字でございます。

○益子委員長 その他ございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等は
ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終結したいと思います。異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議
及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予

算は原案のとおり可決すべきものとするに異議がございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、起立により採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは続きまして、議案第9号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○藤川国保年金課長 (議案第9号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 この予算の組み方についてなんですが、一般会計から特別会計へ繰り出します。さっき言った事業については、もう一回特別会計から一般会計のほうに繰り出しとして繰り出します。最初の一般会計からの繰り出しをその部分を差し引いて繰り出してもいいんじゃないか。そうすると一般会計の繰り出しが減るので、そういうことにはならないということなんですね。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○関根課長補佐兼管理係長 お答えさせていただきます。

国保特会への繰り出しについては、国のほうで繰り出し基準というものをまとめていまして、繰り出し基準を簡単に御説明しますと、人件費、事務経費、そういうものは一般会計が持つんだよという基準が明確に定められていますので、その繰り出し基準に基づいた繰り出しを行っていることを明らかにするために、繰り出しは繰り出しで必要と。

それから、今のお話と裏返しの話になるんですが、もう一つ通常じゃない形の、今度は逆繰り出しみたいなこととなりますので、それはそれで、やはり一緒くたにしないで、別箇に繰り出しをして、何に充てるのか明確化するものというふうに理解してございます。

○益子委員長 保健福祉部長。

○増田保健福祉部長 国保会計から一般会計への繰り出しにつきましては、先ほど課長の説明にもありましたように、デジタル健康ポイント事業の受講者のうち、国保該当者の分を繰り出すということなんです。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第9号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございますので、起立により採決いたします。

議案第9号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○藤川国保年金課長 (議案第10号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 184ページ、ここの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1001事業、16億2,033万

8,000円というこの予算額ですが、これは前年より増えているということでしょうか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時16分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

国保年金係長。

○小出国保年金係長 失礼しました。こちら広域連合納付金のほうの増加につきまして、こちら広域で保険料の増加の見込みと広域連合からの指示になります保険基盤安定負担金、こちらのほうが増加するための納付金の増となります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的にそれは、後期高齢者医療保険の対象者が増えたということで理解すればよろしいでしょうか。

○益子委員長 国保年金係長。

○小出国保年金係長 被保険者数の増加によるものと考えております。

○益子委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 183ページの一般管理費の中で、郵送料を簡易書留にしたということだったんですが、かなり金額が上がっているんですが、何か理由があるんですか。

○益子委員長 国保年金係長。

○小出国保年金係長 こちら郵送料の増加につきまして、国からの通知の指示により、今回保険証の8月の一斉更新の際に、マイナンバーカードの保険証利用登録をしている方々につきまして、全員対象ですが、保険証と合わせてマイナンバーの下4桁を合わせて印字し、お知らせすることにより、

今現状の保険証の利用登録されている番号のほうと確認をできるようにするようなことで、国のほうの指示で、今回やらせていただいております。マイナンバーを一部でも記載するため、このような形で簡易書留という指示がありましたので、郵送料の増となっております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、起立により採決いたします。

議案第10号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立多数と認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものに決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時25分といたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時25分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎その他

○益子委員長 本日の審査事項は全て終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局から何かございますか。
事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

◇

◎散会の宣告

○益子委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 4時25分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和6年3月7日（木曜日）午前9時58分時開会

出席委員（8名）

委員 長 益 子 丈 弘
委 員 堤 正 明
委 員 相 馬 剛
委 員 山 本 はるひ

副 委 員 長 星 宏 子
委 員 室 井 孝 幸
委 員 眞 壁 俊 郎
委 員 玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子ども未来
部 長 田 代 正 行
子育て支援
課 長 補 佐 亀 田 祐 子
総合支援係長 織 田 暢 子
子育て相談
課 長 補 佐 瀧 靖 子
発達支援・
ひとり親担当
G L 相 馬 広 幸
母子保健担当
主 幹 兼 G L 金 山 富美恵
母子保健担当
主 査
（係長級） 大 田 早 苗
保育課長補佐
兼 管理 係 長 吉 富 真樹子
管 理 係
副 主 幹 阿 見 久美子

子育て支援
課 長 押久保 昭
子ども福祉
係 長 高 野 桃 子
子育て相談
課 長 菊 地 直 路
児童家庭担当
G L 戸 室 百合子
発達支援・
ひとり親担当
主 査
（係長級） 佐 藤 俊 子
母子保健担当
主 査
（係長級） 尾 坂 紀 子
保 育 課 長 佐 藤 和 穂
企 画 係 長 鍋 島 弘 史
給 付 係 長 田 中 薫

出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[子ども未来部]

- ・子ども未来部長挨拶

[子育て支援課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

[子育て相談課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

[保育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆さんおはようございます。

散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

それでは、本日の次第により審査に入ります。

—————◇—————

◎子ども未来部の審査

○益子委員長 これより、子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○田代子ども未来部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎子育て支援課の審査

○益子委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て支援課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度

那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○押久保子育て支援課長 (議案第8号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 77ページ、ファミリーサポートセンターは、西那須野にあったのが厚崎に移ってきて、また今度、西那須野に移るといことなんですか、その経緯、理由というか、教えてください。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 当初、できればということだったんですが、健康長寿センター、そちらのほうでどうにかできないかということ当初は模索しておったところなんです。ただ、ちょっといろいろございまして、そちらで開所することができずに、厚崎公民館、こちら、たまたまお許しが出たところがあるんですけども、そもそもやはり行政財産である厚崎公民館というのは、あくまでも社会教育施設というところで、やっぱり最終的にいつまでもそこにということは、当初からも考えてはいなかったところなんです。それで、たまたま今年度、子育て相談課が設置したところで、健康長寿センターに空きスペースができたというところで、それを機に、本来の目的である福祉向上のための施設でございますので、そちらをどうにか使わせていただくことができないかということちょっと今年度中に協議させていただいて、そちらのほうに来年度からと。

実際に移転を予定する時期は、やはり年度当初というのは忙しいので、7月の頃を予定しております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 過ぎてしまったことではあるんですが、西那須野に最初に事務所があったときも、こっちが都合悪い、あっちが都合悪いってお金かけたんです、あそこ。そのときも私、福祉教育で見に行って、ちょっといろいろびっくりしたんですが、それで、それだけのことをいろいろやっただにもかかわらず、何で厚崎に移ったのかなというのはふしぎだったんですが、去年はどうか、そのときはここではなかったの、聞かないまま来ちゃったんですが、そしてまた今、長寿センターに移ると聞いて、一体何なんだろうというふうに思ったものですから、結局移転すると、そのたびに中に入れるものが違ったりとかしてお金かかるわけですよ。

長寿センターは、そうするともう、よほどじゃない限りそこをもう事務所としてファミサポやっていくというふうな考え方でいいんですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、もう今後の移転等は考えてございません。よほどのことがない限り。

○山本委員 了解しました。

○益子委員長 そのほか、いかがでしょうか。
眞壁委員。

○眞壁委員 課長のほうから、度々出生者数、減少しているということを聞いて、減額しているということがありましたけれども、この出生者の推移というか、どのぐらいか教えていただければ。

○益子委員長 部長。

○田代子ども未来部長 出生者につきましては、大まかに言いますと、平成の二十五、六年ぐらいまでは大体毎年1,000人ぐらい生まれていたんです。そこから結構減り始めまして、令和元年756人、令和2年730人、令和3年687人、令和4年670人、昨年在618人ということで、毎年ずっと減って、

10年前から比べると4割近く減っているというのが実情ではございます。

○益子委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 分かりました。この人数に合わせて予算的なものは。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 当然のことながら出生数というのは、この子供、子ども医療費、それからひとり親、そちらには大きく関わりがあります。

ただ、そうとばかり言えない、先ほどちらっとお話ししましたが、特に子ども医療助成費のほうに関しては高校生、正確に言うと1医療機関ごとに2,000円までの自己負担というのを求めているんです。一月。それを撤廃したというところで、要するに受診をしやすいような環境になったというところで、当然件数も増えてくるだろうと。件数が変わらないにしても、扶助費の負担額というのは増えていきますので、そういったことも勘案しまして、単純ではないですけども、ただ、大きく出生数というのは、やはりその辺は頭の中に入れながらの試算というふうなことで計上させていただいております。

○益子委員長 その他いかがでしょうか。
山本委員。

○山本委員 今、その医療費の話が出たんですけども、つまり高校卒業するまでは、子供にとっては全く無料になったという、そういうことになったということでもいいんですか。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 あくまでも保険診療分に限ります。

例えば、歯科医師、歯医者さんで保険診療適用されないものもあります。あと通常の医療機関においても適用されないものがたまにあります。そういったものは当然のことながら丸々自己負担を

お願いする形になるんですが、あくまでも保険証で、今ですと3割負担、それがかかれるのにつきましては、一旦3割を負担してもらおう。特に高校生の場合です。で、手続によって自己負担をしていただいた部分を償還払いという形で戻させていただくということで、実質、その保険診療分については自己負担無料といたしますか、自己負担は発生しない形になります。最終的に。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、払うけれども戻るとい、そういうことでいいんですね。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 あと補足ですけれども、中学生まではもう現物給付になっています。窓口払いは発生しません。

○益子委員長 ほかがございませんか。
山本委員。

○山本委員 76ページの児童福祉総務費なんですが、本会議で質疑が出て、ヤングケアラーについての説明があったんですが、これヤングケアラーの講演会というのは、その対象者はどんな感じ、どういうふうに対象者を考えて。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 まず、年度ごとに、来年度からスタートする形で、まず1年度内で小中学校3校を回り順というような形で講演会を実施させていただくと。あとは当然、教職員さん、学校現場で、要するにヤングケアラーの一番重要なことが早期発見といったようなことになっていますので、教職員向けの研修、それと我々一般の市職員を考えてございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 この間、小中の子供さんに対して3回というふうに言ったんで、つまり今だと学校単位で、1年目は3校、その次また3校とあって、子

供さんに、それは話して分かっていただくということ。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 やはりヤングケアラーとして、一番は中学生かなというふうには思っているところではあります。だから、メインで中学生向けにというふうには、個人的にはちょっと考えたいなというふうには思っていますが、ただ、予備軍としてやはり小学生というところがありますので。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 その説明のときに3万円掛ける5回で、それに交通費というふうになっていたんですが、つまり子供に対しても、先生に対しても、市役所の職員に対しても、同じ講師の方がお話をするという理解でよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐。

○亀田子育て支援課長補佐 誰が話すか講師につきましては、今ケアラー協議会の方に御協力をいただくことになっておりまして、その中でも話し合っていて、元ヤングケアラーの方、経験者の方がいいか、支援に当たっている方がいいのかということ、全く同じ方ではなくて違う視点からでもいいのではないかとということで、いろいろ意見をいただいているので今後検討していくところです。

ただ、元ヤングケアラーだった方が、あと今支援実際携わっている方を中心に決定していこうかなとは思っています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ヤングケアラーの講習会って何度か受けたことあるんですが、話をされる方によってすごく違うんです。実際のところ。それが自分の聞いている方の心に響くか、実際こういうのがヤングケアラーというんだよみたいなものって本当に話される方によって違うので、毎回3万円と交通

費を払うのであれば、ぜひ選考は市のほうでちゃんとやっていただきたいと、せっかくやるんだから期待をしていますのでと思います。

○益子委員長 ほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 78ページの子ども・子育て夢基金積立金8,822万1,000円と、これは令和6年度の積立てという格好なんですか。去年はいかが、どれぐらい、去年と比べてどういうふうに。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 大変失礼しました。

今年度、積立額は5,849万8,511円ということで、来年度は約3,000万円ほど増額となります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 結局、残高はそうするとトータルで見込みは、令和6年度残というのはどれぐらいになりますか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 残で約1億6,000万となります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 これ、子ども・子育て夢基金の積立てというのは、ふるさと納税の目的のほうから入ってくるという格好でよろしいんですか。

○益子委員長 答弁求めます。

課長。

○押久保子育て支援課長 ふるさと納税で、ふるさと寄附区分、こちらで未来ある子供の笑顔のため

に子ども・子育て夢基金というメニューがございまして、そちらで協力をいただいている方々からの寄附金がというふうなことになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 残高が令和6年度で1.6億を見込むということなのですが、今後この夢基金の使い方は、主なものはどんなものを想定されているんでしょうか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 一応、令和6年度のほうの夢基金のほうの歳出というところでは、庁内事業というところで、庁内の事業で主な4,000万円、そちらに15事業のほうに充てる予定でして、庁外事業ということで子ども食堂を中心に555万5,000円を充当する予定となっております。

○益子委員長 よろしいですか。玉野委員。

○玉野委員 同じところなんですけれども、夢基金の推移、どういうことに推移、上がってきていると思うんですけれども、と同時に部長が話されたように子供が減っている。逆になっていますね。推移が上がっていて、それからこの基金に対して応募してくれるという地域は、じゃアバウトで分かるんですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 大変申し訳ございません。その辺のデータ、ちょっと持ち合わせておりません。申し訳ないです。

○益子委員長 玉野委員。

○玉野委員 特に田舎というか地方の孤立と都会の孤立、やっぱり都会からのそういう応援というか、ないかなと推察して聞いてみたんですけども、この基金は大体、ここ二、三年のやつは分かりますか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 こちらの夢基金のほうが始

まりましたのが令和3年度からというところで、令和3年度のふるさと寄附金のほうが2,165万4,000円、令和4年度に入ってきたのが5,865万2,000円、今年度が5,848万8,000円で、来年度、今年1年分の入ってきたものが8,812万8,500円となっております。

○益子委員長 ほか、いかがでしょうか。

山本委員。

○山本委員 78ページ、同じところの一番上の子育てコミュニティ広場のことなんですけれども、1つは使用料と賃借料の中で、テナント料と駐車場と書いてある、これを分けて教えてください。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 こちらの賃借料のほか、テナントの使用料が月額7万4,620円、共益費が1万8,655円、駐車場が4,000円、こちらが税抜きです。それぞれに消費税額がかかりまして、一月当たり合わせると10万7,002円にという形になっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 その下の遊具を買い換えるということなんです、80万円というふうになっているんですが、80万円で何をかうんですか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 一応、今予定しておりますのが、あちらの広場で中型の遊具、子供が立って遊べるような、資料あるんですが、中型遊具がちょっと不足しているところがございますので、こちらに一応現時点ではポーネルド、木製の、穴に入れたりとか、そういったものを想定しております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ポーネルドと聞いて、ああと思ったんですが、あそこ、いいものたくさんありますので、ぜひ本当に子供が使えるものを選んでいただ

きたいと思うのと、それからもう一つはこのコミュニティ広場、結構お金かけているんですよね。実際に来ている子供たちとか、親御さんも来ているんですが、かけるお金と使っている人たちの、どうやってそれを測るかは難しいんですが、その辺のバランスというのはどのように考えているのか教えてください。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 単純に集う場だけではなくて、保育コンシェルジュさんもいるということで、育児に対する悩み相談なんかも、そちらで受けてもらうことができるようにしているというところがあるものですから、単純に入場者数とかというふうなところだけでどうかなというところは、正直なところ思っているところではあるんです。

やはり、特に誰にも相談できない悩みなんかも、その場で、そこに行けば相談ができるというふうなことも対応できるようにというふうな場として設けているもの、そういった側面もあります。

あと入場者数とか何とか、その辺は。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 入場者数なんですけれども、今年度12月末日までで、4月から12月で一応1万1,443人の入場者数となっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 9か月ということですね。9か月で1万人ということは、一月1,000人ぐらい来ているという、トータルで、子供も大人もということなんです、ここで相談をしているというのは多いんですか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 毎日というところではないんですが、相談しに来るといって相談件数としては月に5件ぐらいかなというところなんです。すみません、詳しい数字はちょっと持ち合わせてはいな

いんですけれども、来たついでにちょっとした相談をお母様のほうから聞いて、それに対して子育てコンシェルジュのほうに分かる範囲でお答えしているところなんです、難しいようであれば相談機関のほうを案内するという形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ここは一度来た方は何度も来るというようなことは多いんでしょうか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 すみません、そちらもちょっと新規の利用者と計何回も来ているかというところは、分けて数字のほうはちょっと持っていないんですけれども、やはり何回も来ていただいている方が多いかなというふうなところで、全体では感じております。

○益子委員長 その他いかがですか。

室井委員。

○室井委員 ちょっとヤングケアラーの件について伺いたいんですが、以前私の記憶だと、中学校2年生、それから小学校5年生のときに何かヤングケアラーの調査をしているという、ちょっと私のイメージというか記憶があるんですが、これは間違っていますか。毎年行っていたりするものですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 実は今年度、対象者の中学校、義務教育学校がございまして、中学校2年生相当と小学生で5年生相当。先ほどの第3期の子ども・子育て未来プラン、こちらを策定するに当たりまして、生活実態調査というものを今年度かけさせていただいております。このプラン、計画を更新する際に、広く政策に反映させるための実態を把握する、あとはもう一つ、ニーズ調査というものもございまして、そちらも今日送らせ

ていただく予定となっているんですけれども、就学前の保護者の方ですとか、そういった方を対象に、あくまでも計画を策定するためにというところで、先ほど委員、毎年というふうなお話あったかと思うんですが、毎年はやってございません。

○益子委員長 部長。

○田代子ども未来部長 補足いたしますと、プランが5年に1回ですので、5年に1回ということで令和元年にやったのかな、前は。コロナがあったもんですから、ちょっと1年延期になりまして今年やっているということで、その実態調査につきましても、全てヤングケアラーの調査ではございませんで、ヤングケアラーに関するのは一、二項目ぐらい入れているということでもあります。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 多分こんな情勢ですので、日に日にそういったものも変わるのが早いスパンになってきているのかなというのと、一度そういう形でヤングケアラーになってしまうと、もうずっとそれが続くのが、多分小学校5年生から中学校2年生みたいところになっちゃうと、その間にかなり悩む方がいらっしゃるのかなと思ったので、何か学校の先生等々はまめに見ていただいていると思うんですが、何かそれに対応していくようなお考えがあるか、お伺いできますか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 そこで、全ての市内の小中学生にというふうなところで来年度はちょっとできないんですけれども、先ほど話したように中学校単位での講演会と、あとはやはり児童生徒さんを預かる教職員の方向けの研修会と、繰り返しお話をさせていただくようになってしまうんですが、やはりヤングケアラーって早期発見、こういったものが非常に重要なので、そういったことに少しでも資することができるようにというふうな

ところで、新規で来年度からやらせていただきたいということで、今回予算計上させてもらっております。

○益子委員長 部長。

○田代子ども未来部長 あと補足いたしますと、ヤングケアラーに対する新しいサービスといたしまして、子育て支援課ではないんですけれども、ヤングケアラーの方というのは本来親が行うべき家事なんかを子供たちが行っていることによって、勉強ができなかったり、部活に行けなかったり、友達と遊べませんので、そういった負担を軽減するために家事支援サービスというものを来年度、今の若干やっていることはやっているんですけれども、新しい事業を構築しまして、そういった家庭に支援員さんが出向いて、お掃除をやったりとか洗濯をやったりとか、あとお料理をつくったりとか、そういったサービスを予定しているところであります。

○室井委員 分かりました。

○益子委員長 ほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員 いいですか。

83ページの遺児手当費、扶助費ということで遺児手当というふうになっているんですが、これの扶助の要件と、それから168万6,000円の算出の根拠をお願いいたします。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 来年度の予算につきましては、現在継続して給付している児童分として474人おります。これはあくまで想定ですが、新規、来年度に新たにというふうなところで88人というような積算してございまして、月額1人3,000円というところで168万6,000円、こちらを計上しております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは、そうすると両親ともいらっしやらないということなんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 両親に限らず、どちらか一方がというふうな場合も該当いたします。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、その下にあるひとり親家庭の扶助費、児童扶養手当と合算して支払われるものかどうかということによろしいんですか。ひとり親の場合は。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 児童扶養手当の場合は所得要件ございまして、その場合に一部支給停止になったり、場合によっては全部停止になったりというふうなことがございまして、必ずしも一致するというようなことではないんですが、かなり該当してくる可能性は、リンクしてくる可能性がございまして。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 もう一点、歳入の資料を添付していただいている、一番最後のページになるんですが、こちらでまず児童手当負担金ということで国が45分の37、県が同じものなんだろうと思うんですが、45分の4ということは、これが45分の41ですから、市が45分の4という、そういう考え方をすればいいということですか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○益子委員長 委員会を再開いたします。
課長。

○押久保子育て支援課長 本当に細かい数字で、2分の1とか3分の1とかという数字じゃないんで、国のほうで45分の37、それと県で45分の4ということですから、45分の41ということで、残った45分の4、それが純粋に市が負担する分ということになります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

もう一つ、一番最後の⑦番というのは産後ケア利用者負担軽減支援補助金で、宿泊型6,250円とデイ・サービス型3,750円というのは、どういう場合にどういう要件で支払われるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 こちらは、相談課さんの歳入分になってきちゃって、こちらの資料が子ども未来部分をちょっとひとまとめにしたものになってございまして、1つの例えば交付金であったとしても、その中が細分化されていまして、この分が何、どこの課、どこの課というふうなことになっているものですから、そういうこと分かりづらくて大変申し訳ないんですが。

○相馬委員 では、大丈夫です。

○益子委員長 そのほか、いかがですか。
副委員長。

○星副委員長 ちょっとヤングケアラーの話に戻っちゃうんですけども。先ほど家事支援の話があったんですが、これって時間制になっているんですか。1回30分とか1時間とか。

○益子委員長 部長。

○田代子ども未来部長 こちらの案件につきましては、子育て相談課のほうで範疇になっていますので、次のほうで御質問していただければと思います。申し訳ありません。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 分かりました。

あと別のところなんですけど、77ページのつどいの広場運営費なんですけれども、これ去年に比べますと、900万ぐらいでしょうか。

〔「これも相談課」と言う人あり〕

○星副委員長 これも相談課。分かりました。

じゃ、子育て応援券は。こちらね。

子育て応援券に関しては、利用方法に関していろいろやっぱり問合せ、もう少し使い勝手がいいほうがいいんじゃないかというのはあると思うんですけども、これはまだ見直しはなく、もう去年と同じ利用の仕方ということでの金額の予算ということで。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 まず予算的なものは、どうしても出生数がこちらの場合減ってきているというところで、減らしているものが大きいです。

実際こちら、本当に中身のほう、サービスの範囲ですとか、あとは協力していただける事業所さんを増やすですとか、そういったことを本当のところをやらなきゃいけないところなんですけれども、正直ちょっとその部分は、今年度できておりませんでした。なので今後、本当にその辺は考えていかなきゃなというふうなところでは考えております。

ただ、金額的に減っているものというものは、やっぱり一番大きいのは出生数が減ってきているというところが大きいです。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 他のサービス内容に関しては今後検討ということですね。分かりました。

それとあと、89ページも子育て相談課になるかもしれない、母子手帳アプリに関しては子育て相談ね。分かりました。

○益子委員長 ほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 子育て支援課、子育て相談課ということで、このすみ分けについてちょっとお聞きしたい。

まず、この90ページの例えば6001事業で、出産・子育て応援交付金交付事業というのがあるんですが、これも子育て相談課になるという格好なので、結局この名称だけでいくと、例えば子育て応援券は子育て支援課のほうだと。今回のこの90ページの子育て応援交付金は子育て相談課ということで、なかなかちょっと分かりづらいところがあるんですけども、何かそういう予算上のすみ分けをどういうふうに考えていけばいいですか。

○益子委員長 子ども未来部長。

○田代子ども未来部長 予算上のすみ分けということなんですが、子育て支援課と子育て相談課ということであるんですが、子育て相談課につきましては、大きく言いますと、妊娠出産、あと発達支援、ひとり親、あと虐待に関わるようなものがそちらの予算ということで、今、委員御指摘の出産・子育て交付金につきましては、出産したときと、あと妊娠届があったときに生まれるものなので、出産と妊娠に関わっているんで相談課というすみ分けになって、こちらはそれ以外のものというような、もう少し詳しく説明すればいいんでしょうけれども、分かりづらいんで、そんなようなイメージですみ分けしていただければと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 以前は何か備考欄があって、この項目は子育て支援課です、この項目は子育て相談課だと

いう、何かちょっと書類上一目で分かれればいいなというふうに思うんですけども。

○益子委員長 それは質疑ではなくて要望ということでしょうか。

○堤委員 はい。

○益子委員長 田代部長。

○田代子ども未来部長 そのすみ分けがついているのが決算書なんですよ。決算書は括弧、子育て相談課、子育て支援課というふうに書いてありますので、確かに言われてみれば紛らわしいところもございまして、ちょっと要望として財政課のほうに伝えておきたいと思っております。

○益子委員長 それでは、ほかございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議ないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算、原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時09分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎子育て相談課の審査

○益子委員長 ただいまから子育て相談課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て相談課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○菊地子育て相談課長 （議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○星副委員長 81ページの3款2項4目、一番上の段です。児童福祉相談システム、これは様々な相談に関して一元管理ができるものということだったんですが、これのもう少し詳細を。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらの相談システムなんですけれども、現在、3つの担当で相談支援業務をしております。今現在も相談支援を行った際に相談記録でありますとか、注意公表、それぞれで、もちろんデータで発生しているところなんですけど、今現在そちらのほうがそれぞれ別個のもので運用というか、ワードであったり、別々のものでやっております。我々の業務、各担当ともにつながりが結構多く、我々が支援する最初の家庭というものがいろんな問題が複合的に絡み合ってきているという背景がだんだん増えてきている、深刻化しているところがございますので、そういった相談支援に関するデータというところを各担当がより効率的に把握できる。それから、相談業務を行った際の相談記録であったり、各種帳票であったり、そういったものをより効率的に管理運用するためにシステムを導入するということになりまして、これによりまして、より事務の効率化が図られるということと、各担当が常にそういった今の経過であるとか、そういったところを把握で

きるというところ。

あとは国などに各種報告を要するもののデータなどの修正なども、そういったことを、このシステムにより簡易にできるようになるということで、事務の効率化というところが目的であり、それによりまして、評価、職員の時間外勤務というところも多くなってございますので、そういったところも少しでも削減を図って、実際の相談支援のほうにより注力できるようにということで、このシステムを今回導入したいということになっております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、各担当課というのは、子育て支援課、子育て相談課と、あと。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 担当課と言ったんですが、各担当です。課内の各3つの担当、担当制ということで、要するに各係なんですけれども。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、例えば今、複合的な家庭的な問題があるおうちが増えてきているというところでは、子育てだけではなくて、例えば福祉業務関係と絡んでいる家庭もあると思うんですよ。だから、要は社会福祉課だったりとか障害福祉と、そこをまたつながるということではないということですね。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 今回のシステムは、あくまでも課内のそういった状況のために導入するものということになっております。

副委員長おっしゃられた各課との連携とか、情報共有については、また別の社会福祉課のほうでそういったシステムがございまして、こちらのほうでは、うちの相談課にも端末が用意しているものがありますので、必要に応じてはそちらのほう

で、横の情報共有だったり連携というのは図ると。今回については、あくまでもメンバー課内の業務をより効率化させたいということで入れるものです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今のところの児童福祉相談システムの構築導入、保守ということになっていますが、導入のめどといいますか、令和6年度にどれぐらいのところで出しているんですか。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 6年度に入りましたら、早々に業者選定のほうを進めたいと思っております。今想定しているスケジュールで言いますと、6月中には契約を結び、それから導入の準備をしていくと。今までの相談記録のデータなども新たにこのシステムに入れていくというような作業もずっと続けていきまして、本稼働、実際にそのシステムをやって稼働するという想定としては、令和7年の2月から本稼働ということで、今現在のスケジュールとしては想定しています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 これも課内で3担当で共有するということですので、課をまたがるということはないかと思うんですけれども、課内といえども、いろんな職員さんのレベルがあるかと思えますけれども、このシステムちょっと複雑さがあるのかないのかという問題と、あと研修なんかを必要とするかどうかを。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 目的としては、より効率的に、より簡易にできるような形のシステム、今までのように複雑とか、時間のかかるものをより簡略にさせたいということになっておりますので、複雑な操作が必要とか、そういったものではないというところで御承知ください。あとは必要によ

って、導入業者さんからの研修といいますか説明とかというところは、適宜やっていけばいいとは思っています。

○益子委員長 ほか、いかがですか。

相馬委員。

○相馬委員 80ページが一番下です。こども家庭センター事業費、2001事業費の児童家庭相談スーパーバイザー謝礼と、まずこのスーパーバイザーという方がどういう方なのかと、その47万円の事業内容をお伺いいたします。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 この児童家庭相談スーパーバイザーというものが、我々のほうで支援を必要とする家庭の援助方針等を検討する際に、そういったときに適時助言、アドバイスをいただく方ということで、現在来ていただいている方が元児童相談所の所長をされていた方が、今現在来ていただいているところです。こちらの方が、今回予算計上させていただいているものとしては1回当たり1万3,050円なんですけれども、掛ける36回ということで、月でいうと3回程度来ていただいて、入ってきたところです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、相談をされるのは市民の方なんです。それとも、職員の方なんです。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 相談を受けるのは、我々職員が受けるという形、我々職員がどういった支援を必要とするか、どういう援助をしていけばいいかということを決めていく際に助言をいただくというものです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

それから、89ページに飛びまして、妊産婦乳幼児保健費の中で、扶助費委託料で、先ほど産後ケ

アと1か月健診を拡充を図ったために予算が増えましたという説明だったような気がするんですが、これまでと来年度とどういうふうに違うのか、説明してもらってよろしいですか。

○益子委員長 母子保健担当主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL まず最初に産後ケアについて御説明をさせていただいていいでしょうか。

産後ケアは、実施内容としまして3つの方法がありまして、宿泊型、お泊りをして支援を受ける方と、デイ・サービス、日中その施設に行ってサービスを受ける、その2つしかないんですけども、来年度からは居宅訪問型という形で、こちらから助産師が訪問をして支援をしていくというものを1つ増やしております。

ですので、選択肢として1つ増やしたという形で、あともう一つ、対象者が今までは産後ケアの支援が必要になった方、何らかの心のケアであったり負担の大きな部分があったときには、支援が必要な人に産後ケアを実施していましたが、来年度からはユニバーサルサービス、誰もが必要だ、使いたいという方は皆さん受けられるような制度に変更しています。ですから、委託料のほうが増えているという形になっております。

あと1か月健診のお話だったと思うんですけども、現状、赤ちゃん、お子さんを出産した病院で、保護者の自費で1か月健診を受けております。国のほうで切れ目のない支援という形で、妊娠期から出産後にかけて支援をしていくという中での乳幼児健康診査の評価という形で、1か月健診を費用の一部負担という形で今まで自己負担していた部分を、経済的な補助という形で支援を入れていったほうがいいですよという形で、国のほうから、そういう制度化を拡充していきなさいという

形になっておりますので、本市もその流れに乗りまして、1か月健診の費用を助成する形で、委託料のほうに計上させていただいております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。先ほどの、そうすると産後ケアの歳入の資料、違うところでさっき質疑をしてしまったところなんです、一番最後のページの⑦番、宿泊型が先ほど言いましたように6,250円、これは歳入ですから、国かどこから補助が入るということですか。

○益子委員長 母子保健担当主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL こちらに関しましては、利用者の負担金のほうの軽減制度というのが国にありまして、利用者全てに関して2,500円ですので、国が1,250円で、市が1,250円で、また県が1,250円というものを上限で自己負担額の補助を入れてくださいというものがありまして、それを令和6年度から活用するという意味で、ここに記載されているとおり非課税世帯の方は、ここ6万6,250円という形になるんですね。5泊、要するに平均5泊しているという形になります、計上しておりますので、1人当たり5泊すると、国の補助だけが2分の1で、市が2分の1という金額になります。そこに国と県を合わせて3,750円の自己負担の上限というものを助成していますので、その助成が入りますと、宿泊型をとってお話をすると、1日2万5,000円で、1泊すると5万円という費用がかかってくるんです。その通常課税世帯の方は2割自己負担になりますので、5万円掛ける2割で1万円の自己負担が出てくるという形になるので、そこに先ほど言いました3,750円を入れますと6,250円。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 6,250円というのは、そうすると利用

者からの歳入ということですね。

○益子委員長 母子保健担当主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL 6,250円は個人の自己負担であって、それ以外の部分を市と県と国で持つという形になります。ですので、県は1,250円上限ですけれども、市と県は残り分を半分するという形ですので、ここに掲げて、金額的に5泊利用した方が130人ぐらい使用されるかなという形で、この金額を計上させていただいております。

○益子委員長 ほか、いかがですか。

堤委員。

○堤委員 先ほど相馬委員のほうと少し関連で、80ページの児童福祉相談スーパーバイザーということで、スーパーバイザーという言葉が、コンピューターの世界では、非常に強い権限を持つような名前なんです。これがなぜつけられたかということなんです、このそれぞれの今度の児童福祉相談システムを導入するに当たっての多分いろんなアドバイスだとは思いますが、そういう点で、このスーパーバイザーの方の単なる助言に限るのか、あるいは何かまとめる権限があるのか、何かそういうところを。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 あくまでも行っていただくのは助言でありまして、権限をもって何かをするというものではございません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 名前の由来は、どのように考えているのですか。

○益子委員長 児童家庭担当グループリーダー。

○戸室児童家庭担当GL 国の説明資料では、こういったスーパーバイザーという言葉で説明されていたもので、その同様に使っております。

- 益子委員長 堤委員。
- 堤委員 この謝礼が今回計上されていますが、これは1回限りということなのか、あるいはこういう助言を来年度も引き続いてやっていく考えはあるのでしょうか。
- 益子委員長 課長。
- 菊地子育て相談課長 基本的には、こちら継続していきたいというふうに考えています。
- 益子委員長 そのほかいかがですか。
山本委員。
- 山本委員 先ほどの89ページの助成整備の中の1か月児健診のことで、ちょっと分からなかったんですが、1か月たった子供は、今までは産んだ病院でおっしゃっていたんですが、これは産んだ病院じゃなくて、例えば出産してここのまちに帰ってくれば、ここで受けることができるということでしょうか。
- 益子委員長 母子保健担当主幹兼グループリーダー。
- 金山母子保健担当主幹兼GL 1か月健診は基本、出産か分娩をした病院で主に小児科の先生が診察をしていますので、市内で産んだ方は市内の出産した病院で1か月健診をしていただく。また里帰りした先の病院で産んだ方は、里帰りした病院で受けていただくという形になっておりますということで、自己負担で受けていただくという。
- 益子委員長 山本委員。
- 山本委員 それが自己負担でなくなるということ、どこで受けようが、産んだところでなくてもオーケーですということになるということなんですね。
- 益子委員長 母子保健担当主幹兼グループリーダー。
- 金山母子保健担当主幹兼GL 出産分娩という扱いの病院が、大きく3か所になっておりますので、そちらと委託契約をさせていただいて、そこで自

己負担になりますが、若干ちょっと高めの設定のところは自己負担もあるけれども、あとは里帰り先で受けた場合には、受けたものを後から償還払いでお返しするという形になります。

- 益子委員長 山本委員。
- 山本委員 続けて、82ページ、83ページの女性相談支援費のことなんですけれども、ここの83ページのほうに、補助金としてDV被害者支援団体に30万円というのがあるんです。この30万円はもう長らく何十年も変わっていないお金なんです。このDV被害者支援団体に今現在、那須塩原市の人などのくらい関わってもらっていて、利用しているのか教えてください。
- 益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。
- 相馬発達支援・ひとり親担当GL 女性相談支援費の補助金につきましては、平成29年増額しまして、30万円に増額したのになっております。
利用の頻度としては、一時シェルターの運営費ですとか、あとは相談対応費ということで、運営をしていただいている部分になります。利用人数なんですけれども、DV被害者を支援するという立場もございますので、直近のデータというのは、なかなか秘匿性がありますので、こちらとしても把握していないというのは正直なところですが、過去のデータを見ますと、シェルター件数、年一、二回は市内で利用されている方がいらっしゃるというところで、数値のほうは把握しているという状況です。
- 益子委員長 山本委員。
- 山本委員 本当に一、二回なんですか。
- 益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。
- 相馬発達支援・ひとり親担当GL 一、二回というか1世帯、2世帯というところで。

そのほかにもシェルターといたしまして、県のほうに一時保護所がありますので、そちらのほうを利用するか、補助金支払っている団体に支払う場合には、直接利用されるという方がおられますので、ほとんどの相談者の方は、市に相談があって一時保護所を通してということが多いので、基本的には2世帯程度が並行して続いているというふうに把握しています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 かつて、この民間団体なんですけど、非常に多かったんですね。那須塩原市、あるいは黒磯のときとか、なんですけれども、そうすると、先ほど秘匿義務があるというふうにおっしゃったんですが、DVの関係の方は減っているというふうに見えていいんでしょうか。ちょっとびっくりしたんですけれども。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL DV被害なんですけれども、こちらで相談受けている感じだと、身体的暴力というものにつきましては、やはり当時10年前と比べますと大分減っているという状況になります。一時保護が必要な場合というのは大体生命に危険がある場合が多いので、身体的暴力自体は、相談件数とか警察扱い件数も減少傾向にあると捉えておりますが、やはり今多いのは、モラハラですとか経済的なDVというところが主になっておりますので、もちろん生命が必要な場合にはシェルターという形で保護するんですけども、シェルターに保護するケースというのは減ってきているような状態ですが、DV相談自体はその内容自体がどんどん変わってしまっていて、1人につき長い相談支援をするという方が多いのが現状でございます。

○益子委員長 ほかいかがですか。

副委員長。

○星副委員長 77ページのつどいの広場の運営費なんですけど、去年とほぼ変わらずの予算計上だと思えますけれども、子供さんの数が減ってきているというのも先ほどの指定管理費であったんですが、つどいの広場の運営に関しましては、子供利用者さんはそのまま変わらず、皆さん利用者数は変わらないままということなんですか。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 こちらのサロンとか、そういったところを利用される方自体は減ってはいないと認識していて、あとコロナ禍のときには、どうしても実際利用が制限されたという部分がありましたけれども、それが今度は5類に移行したことによりまして、こういったスペース、サロンとかを利用するニーズというのはまた再び上がってきているところで、実際利用されている方もいらっしゃるのが実際のところですよ。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 81ページの児童虐待防止対策費4001事業なんですけど、これの報奨金のところでの謝礼で、虐待者の行動変容講座の講師ということがありますが、これの講座についてお聞きしたいです。これって令和5年度にも事業をやっていると思うんですけど、行動変容の講座ということで誰に対しての講座なのか。あと、どういった方が来て講師をしてくださっているのか。

○益子委員長 児童家庭担当グループリーダー。

○戸室児童家庭担当GL こちらの虐待者の行動変容の講座のことなんですけれども、今年度講師をお願いしているのは、さくら市にあります養徳園さんのちゅうりっぷというところに勤務している方でして、ちゅうりっぷさんとはショートステイでもお付き合いがあるところです。そこの方にペアレントトレーニングという、宇都宮のほうではそう

いった講座を開催されているところがあるんですけども、ここの那須塩原の方にその宇都宮の講座に参加してみてもというのは、ちょっと距離の問題があって、なかなか参加が難しいということで、こちらにちゅうりっぷの職員の方に来ていただいて、似たようなペアレントトレーニング、具体的には子供の行動、困ったときにどういう声かけをしたらいいでしょうかとか、そういったことを個別に対応するというのを今年度から始めました。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 個別に対応ということは、講習会でたくさんの人を集めて講演会をやるのではなくて、子育てについて御相談、来た方に対して、この親は例えば、これ虐待者なので虐待している親に対して、この人はペアトレ必要だなと思ったときに、この養徳園さんのちゅうりっぷの先生にアドバイスをいただきながら支援をしているというふうなイメージでいいんですか。

○益子委員長 児童家庭担当グループリーダー。

○戸室児童家庭担当GL そうですね。この方にペアレントトレーニングが必要だというのは、こちらの職員で見立てまして、そこへちゅうりっぷの先生におつなぎして、この方はこういう虐待のことがあって、こういう支援が必要なんですということを事前情報お伝えしまして、また実施前にも保護者と面談をしていただいて、それから、こういったメニューをしていきたいと思いますという提案も向こうからいただいている。で、今のところ、グループでは実施しておりません。グループでも実施するプログラムもあるんですけども、まだ始まったばかりですので、今のところ個別に実施しております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 では、何回かやっているという。要

は、それを受けたことによって、やはり親御さんもだんだん変わってきたなみたいな部分というのは、まだやり始めたばかりなんで、そこは難しいのかなと思うんですけども。どうなんでしょう。

○益子委員長 児童家庭担当グループリーダー。

○戸室児童家庭担当GL 今年度に関しては、今のところ実施者は1件となっております、まだ変化、認識は大分、理解は深まったかなと思うんですけども、効果のところはちょっとこれからという状況です。

○益子委員長 ほかいかがですか。よろしいですか。山本委員。

○山本委員 77ページの、先ほどつどいの広場の話が出たんですが、これの委託料の積算根拠を細かく教えてください。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○益子委員長 委員会を再開いたします。課長。

○菊地子育て相談課長 2か所実施しております、黒磯地区のほうが令和6年度予算の740万で、西那須野地区のもう一箇所のほうが665万3,350円、委託料ということで。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 それは、そういう形で渡していて、つまり同じところだと思うんですけども、つまり1,405万4,000円を渡して、何を使うかということに対してはお任せという形なんですか。

○益子委員長 課長。

○菊地子育て相談課長 月ごとに報告書をいただい

ておりまして、何にどういった経費でどういったことで使ったかというような報告と、あと利用の例えば人数であるとか、そういったものを報告いただいて、それに基づいて月ごとにお支払いをしているというものになります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 去年から少し増えているくらいで、あんまり変わらない、今年からということなんです、つまり来年も同じような形で出していきたいということによろしいということですよ。

あとは、その他で聞きます。

○益子委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 零時06分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎保育課の審査

○益子委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第8号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐藤保育課長（議案第8号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○星副委員長 79ページの保育園管理運営費、2001事業の使用料及び賃貸料の中の使用料で、保育支援システムが去年から導入されていますけれども、こちらのほうの導入された効果的な部分、事務手続だったりとか、保護者も多分、子供の退園だったりとか、そういったことでシステム化されていると思うんですけども、どのような声があるのか。実際に事務効率が上がっているのかどうか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 効果の部分なんですけれども、これから具体的にはアンケート等を取りまして、保護者の皆様からお声をいただきたいと思っております。

ただ、園長先生とか保育園の先生とお話する限り、いつでも連絡できるようになったですとか、あるいは登校の打刻をすると保護者のアプリのほうに通知が行ったりですとか、それを家族でも共有できるような形になっておりまして、ちゃんとお迎え行ったのかなとか、送ったのかなとか、そういったことがシステムの把握できるようになっておりまして、そういった面でも、安全面でも効果あるのかなというようにお声もいただいております。

事務的な面につきましては、まだまだこれから慣れていくという部分もあるので、一概に何分効率的になったかということに関してはあれなんですけれども、どんどん慣れていけば、よりうまく使えていくにつれて、効果が出てくるものかなというふうに担当としては考えているところで

ございます。

○益子委員長 ほかはいかがですか。

堤委員。

○堤委員 79ページの保育園管理運営費のところですが、先ほど、ひがしなす保育園は民営化されたということで聞いていますけれども、大貫保育園は廃止、廃園だけですか。大貫保育園は。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 大貫保育園は廃止ということでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 いろいろ保育園、まだ残っていると思うんですが、今後廃園される保育園の予定とか、あるいは民営化の予定とか、そういうのが分かれば教えていただきたい。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 具体的には、まだどの園ということではないんですけども、やはり今現在、少子化の状況とか、そういったものを勘案しながら、来年度、保育園整備計画を見直すタイミングでございまして、そういった中で、先ほど言った民営化、廃止、具体化していきたいと考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 大貫保育園は廃園になっても多少、西保育園が非常に近い距離感にあって、そこへ登園される方は結構まだ行けるかと思うんですけども、今後の民営化廃園等の計画の中で、今の現状の保護者の方もどういうふうに変わっていくかというのも十分考慮に入れていただければと思います。要望です。

○益子委員長 意見としてお伺いします。

ほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じところの賃借料の中に、旧いなむ

ら保育園放射能除去土保管用地とあるんですが、これはどこかにまだ置きっ放しになっているものなんですか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 実は旧いなむらの一画をまだ除去土が埋まっているというか、あります。そのために賃借で借りているという形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 まずいんじゃないんですか。何かそれを持っていくとか、そういうことはできない、これは置いておくんですか、あの場所に。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 その除去土につきましては、敷地外に持ち出せないという形でなっているということに定まっておるとのことと、引き続き借りてそこに置いておくしかないというような形で、所管局のほうと調整した中で、そういった形になっておりますので。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 旧いなむら保育園の場所分かるんですけども、これちなみに、いかほど出している。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○吉富保育課長補佐兼管理係長 こちらの保管場所として年間8万4,000円をお支払いをさせていただいています。

○山本委員 分かりました。

○益子委員長 ほか。

相馬委員。

○相馬委員 80ページの民間保育施設施設運営支援事業ということで、先ほど業務効率化推進事業が560万の減というふうな御説明だったんですが、まず今年度新規事業でやっているんだと思うんですが、事業の内容と、それから減になる理由をもう一度御説明いただいてもいいですか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 こちらの事業につきましては、まず事業の補助の目的につきましては、民間の施設におきまして保育支援システム導入費ということでの補助事業になります。

今年度におきましては、アンケートというか事前に確認をした市内の保育施設に、そういった支援システムの導入があるかないか確認をさせていただいたところ、10園でまだ整備がされていないというところで、今年度におきましては10園分の予算を計上させていただいて、今回の3月補正のほうでまた補正減という形なんですけれども、実際には今年度は3施設の補助の申出がありまして対応する形になるんですけれども、新年度におきましては、先ほどの10園から今度3園を引いて、今年度と同じ3園分という形で予算を計上させていただいているものでございます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかいかがでしょうか。

山本委員。

○山本委員 最後の150ページのところの幼稚園支援費の中で、先ほど特別支援サポート事業で、園児が減っているということなんです、特別支援サポートって障害のある子供のことだと思うんですが、今どのくらいの方がいらっしゃって、来年はそれがどのくらい減ると見込んでいるのか、教えてください。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 今年度におきましては73名ほどということで予算を計上させていただいております。

ただ、来年度におきましては、どうしても流動的な部分はあるんですけれども、8名減というところで65名分の予算を計上させていただいております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これ、つまり2,525万5,000円というの

は、その特別に支援が要る子供への、保育士さんの分としてのお金だと考えてよろしいですか。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 計上の仕方としましては、園児に対して単価が年間39万2,000円を掛けているものになるんですけども、基本的に園児に対して園がいろいろ支援するものに関して、市が補助するイメージとなっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この39万2,000円を何に使うかというのは、それぞれの園にお任せしていて、これが人件費になっているとは限らないということですか。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 そこまでは確認はしていません。基本的に園の先生、対象が幼稚園児になるので、そのような対応をしております。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 そのほかいらっしゃいませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第8号 令和6年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時30分

再開 午後 零時35分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

山本委員。

○山本委員 すみません、先ほどは大変失礼いたしました。

前から思っていたんですけれども、福祉教育って、教育委員会も西那須野にあって、子ども未来部も西那須野にあります。で、審査をするに当たって、前、コロナのときでしたか、自分のところの所管ではやらなかったんですが、西那須野で委員会やったところがあるんですね。

それで、こうやって来ていただいている、確かに待ってもらおうということは大変なことですし、教育委員会と子ども未来部については、西那須野へ行って審査をするということは考えられないでしょうか。そのほうがお互い、自分で言えば遠くなるんですけれども、でも持ってくるものはいろいろなんです、そういうことは駄目なんでしょうか。

○益子委員長 その件に関しましても、最後皆様のほうから御意見を伺った中で、出なければ私のほうからちょっと思っていたところなんです、今回の委員会におきましても、例えば審査のやり方ですとか、私が至らない点で、なかなか所管外のこと、まとまらない部分とかございました。

併せて山本委員にも大変皆様に含めまして御迷惑をおかけした先ほどの審査なんです、そういったやり方も含めまして、今後、事務局を含めて、よりやりやすい方向、そして各委員の皆様からも出たとおり、今回議案の資料についても、なかなか分かりづらい点ございましたので、星副委員長と併せて正副委員長、また併せて正副議運長、また議会の議長、副議長にも向けて、そういった場がありました、そういったものも含めて協議させて、今後よりよいものの委員会の開催に向けて詰めてまいりたいと思っています。

そういったところでお話しさせていただきますので、前向きに捉えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○山本委員 よろしく申し上げます。

○益子委員長 ほか、皆様のほうから何かございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 なければ、事務局からございますか。事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 それでは、次第3、その他を終結いたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○益子委員長 以上で、委員会の審査事項は全て終結いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願い申し上げます。

これをもちまして福祉教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時40分